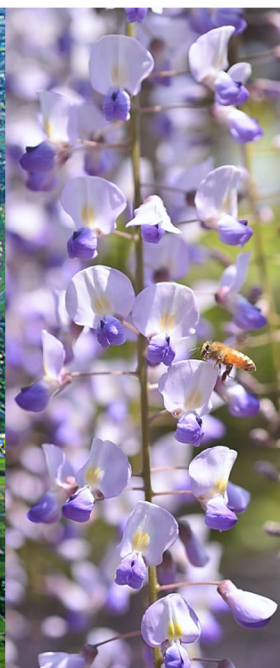




羽島市環境基本計画

—心安らぐ環境にやさしいまち はしま—



2021（令和3）年3月
羽 島 市

はじめに

— 心安らぐ環境に

やさしいまち —



羽島市は、東海道新幹線岐阜羽島駅及び名神高速道路岐阜羽島インターチェンジの二つの広域交通拠点を有し、清流木曾川と長良川に抱かれた水と緑が豊かな自然を残すまちです。先人たちが残してくれた、この豊かな環境をより良い形で将来の世代へ引き継いでいくことは、今に生きる私たちの責務であると考えています。

近年、地球温暖化をはじめとする様々な環境問題が顕在化している中、世界では2015（平成27）年に、「持続可能な開発目標（SDGs）」が定められ、「パリ協定」が採択されるなど、国際社会が協力して取り組む重要な枠組みの合意がなされました。

わが国においては、2018（平成30）年4月に「第五次環境基本計画」が策定され、同年11月には「気候変動適応計画」が閣議決定されるなど持続可能な社会の構築に向けた取り組みが進められています。

本市では、こうした社会情勢や環境の変化に的確に対応するため、2019（平成31）年4月に制定した「羽島市環境基本条例」に基づき、「羽島市環境基本計画」を策定しました。本計画は、環境問題を自分ごととして捉え、市民、事業者及び行政が一体となって5つの基本目標である『環境意識の向上』、『快適な生活環境』、『循環型社会の形成』、『自然との共生』、『脱炭素社会の実現』を進めていく計画内容となっています。

今後は、本計画の望ましい環境像である「心安らぐ環境にやさしいまちはしま」の実現に向け、積極的に計画の推進に努めてまいりますので、市民や事業者の皆様方には、一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりましては、様々な角度からご議論、ご審議を賜りました羽島市環境審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民や事業者の皆様には心から厚くお礼を申し上げます。

2021（令和3）年3月

羽島市長 松井 聡

目次

第1章 計画の基本事項

1.1 計画策定の背景と趣旨	1
1.2 計画の位置付け	2
1.3 計画の期間	2
1.4 計画の対象範囲	3

第2章 環境の現状と課題

2.1 環境を取り巻く社会情勢の動向	4
2.2 本市の概況	7
2.3 本市の環境の現状	13
2.4 環境に関する市民意識	25
2.5 本市の環境上の課題	32

第3章 望ましい環境像と基本目標・基本方針

3.1 望ましい環境像	35
3.2 基本目標・基本方針	36
3.3 施策体系	38

第4章 環境施策

4.1 基本目標1 環境意識の向上	40
4.2 基本目標2 快適な生活環境	44
4.3 基本目標3 循環型社会の形成	50
4.4 基本目標4 自然との共生	54
4.5 基本目標5 脱炭素社会の実現	58
4.6 目標指標一覧	62

第5章 計画の推進

5.1 計画の推進体制	63
5.2 計画の進行管理	64

資料編

羽島市環境基本条例.....	65
羽島市環境審議会運営要綱.....	70
羽島市環境審議会委員名簿.....	71
計画策定の経緯.....	72
諮問書.....	73
答申書.....	75

1.1 計画策定の背景と趣旨

1.1.1 背景

私たちのまち羽島市は、日本列島のほぼ中央、岐阜県の西南部に位置し、木曽川と長良川の二大河川に挟まれた平たんな地形です。私たちの先人は、木曽・長良の水による試練に耐えて、豊かな土地と素晴らしい文化をつくりあげてきました。

しかし、近年では毎年のように台風や集中豪雨による被害が日本列島の各所で発生しています。これらの発生件数の増加の一因として地球温暖化による影響があるとされており、今後も地球温暖化が進行した場合には、大雨の頻度が増えて水害がより甚大になることが予測されています。

このような気候変動に対し、2015（平成27）年にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、2020（令和2）年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとなる「パリ協定」が採択され、わが国でも様々な取組みが始まっています。

また、近年はプラスチックごみの有効利用率の向上や、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題となっています。陸上から海洋へのプラスチックごみの流出は、世界全体で年間数百万トンを超えると推計されており、地球規模での環境汚染が懸念されています。

このような現状に対し、わが国は2019（令和元）年に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応した取組みを行っています。

以上のような世界情勢の変化を踏まえ、私たちも豊かで快適な環境を確保し、将来世代に引き継いでいけるように取り組むことが期待されています。

1.1.2 趣旨

羽島市環境基本計画（以下、「本計画」）は、「羽島市環境基本条例」（2019（平成31）年4月1日施行）第8条第1項に基づき、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めた、環境に関する総合的な計画です。

条例に規定されているとおり、環境の保全及び創出は市民・事業者及び市が一体となってそれぞれの責務を認識し、相互協力の下で進めていく必要があることから、各主体の果たすべき役割について整理し、体系化しました。

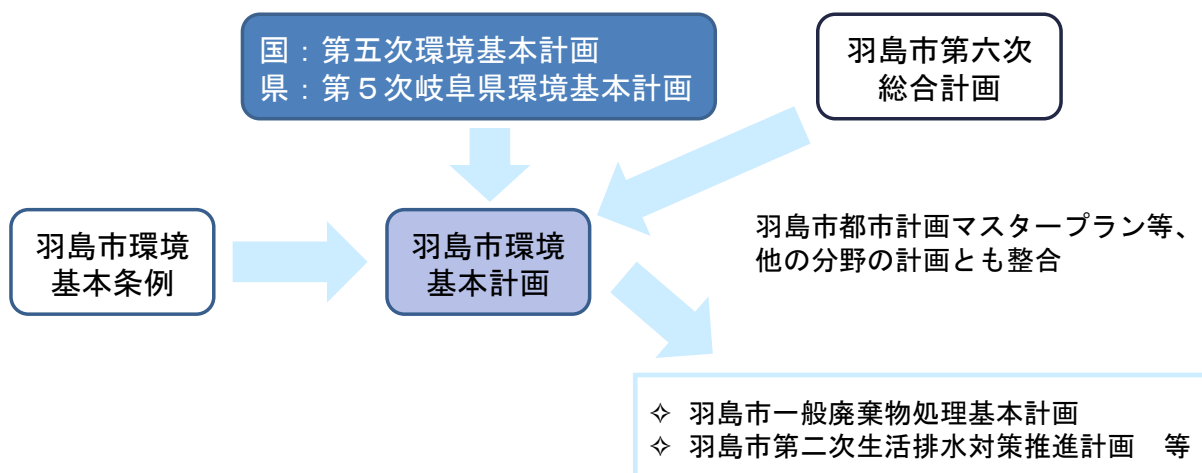
本計画に基づき、各主体が連携・協働しながら、目指すべき環境像の実現に向けて取り組んでいきます。

1.2 計画の位置付け

本市には、長期的な視点からまちの将来像を定めるとともに、将来像の実現に向けて展開する施策の大綱を示した「羽島市第六次総合計画」があります。本計画は、「羽島市第六次総合計画」を環境面から実現していくものとして、本市の環境に関わる計画の中で最も上位の計画になります。

本計画の推進にあたっては、国や県の環境基本計画を反映し、本市の他の分野の計画とも整合を図り、環境の保全及び創出を推進することになります。

環境基本計画の位置付け

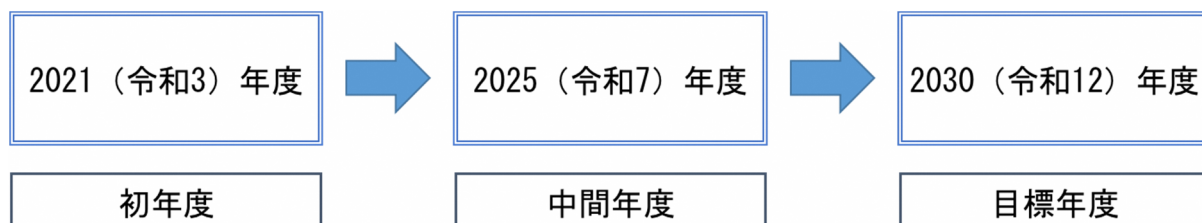


1.3 計画の期間

本計画の計画期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とし、中間年度の2025（令和7）年度に見直しを行います。

なお、社会情勢や経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

環境基本計画の期間

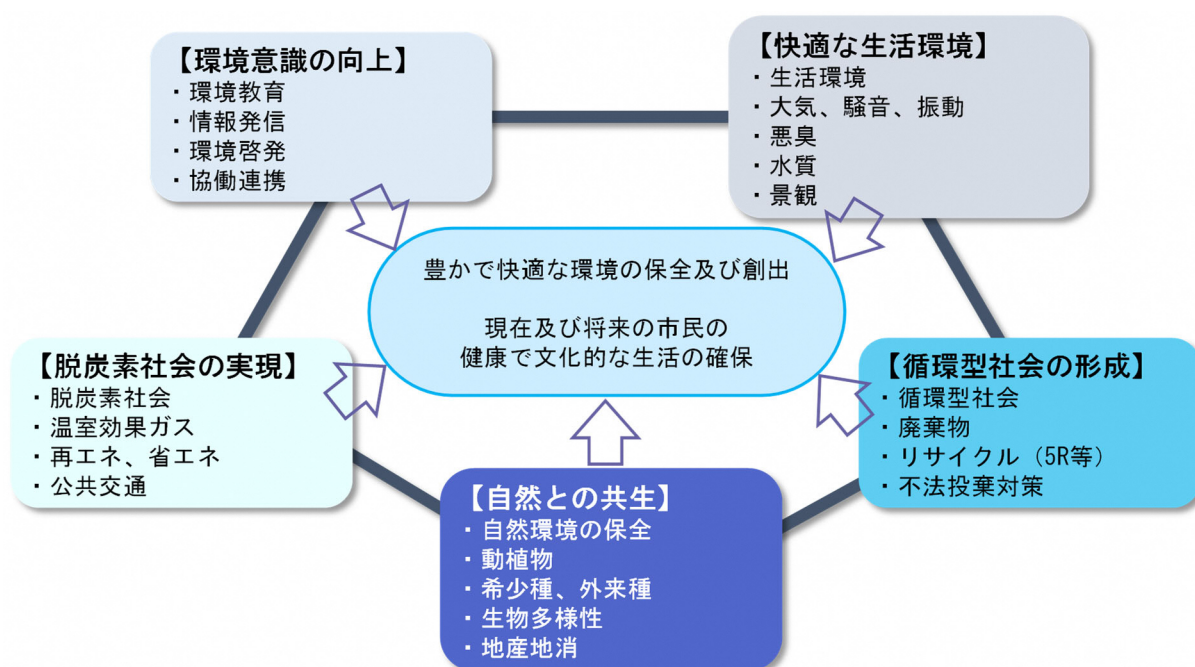


1.4 計画の対象範囲

「羽島市環境基本条例」に示されたとおり、市民・事業者及び市が互いに協力して、環境への負荷を低減し、事業活動によって生じる公害を防止し、豊かで快適な環境の保全及び創出に努めなければなりません。地球環境の保全は、私たちの日々の生活と密接に関わっていることから、環境意識向上のため、環境への取組みについて理解を深める環境教育や情報提供、体制の構築等取組みの基盤となる内容が必要です。また、地球温暖化対策や資源循環、生物多様性の保全についても配慮する必要があります。

本計画の対象範囲は、次の図に示した項目を想定しています。

環境基本計画の対象範囲



環境学習



竹鼻別院の藤



第2章 環境の現状と課題

第1章

第2章

課題 環境の現状と

第3章

第4章

第5章

2.1 環境を取り巻く社会情勢の動向

2.1.1 世界の動向

(1) 持続可能な開発目標（SDGs）

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略で、2015（平成27）年9月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016（平成28）年から2030（令和12）年までの「持続可能な開発目標（SDGs）」です。

誰一人として取り残されることのない持続可能な世界を実現するため、17のゴールと169のターゲット、232の指標から構成され、持続可能な開発の三側面、すなわち経済・社会及び環境の課題が一つの目標のもと統合されました。

SDGsは、発展途上国のみならず、先進国自身も取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、我が国としても積極的に取り組みを進めています。

(2) パリ協定

地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる深刻な環境問題の一つであり、その原因とされる温室効果ガスの排出量を抑制することは、世界共通の課題となっています。

地球温暖化対策の国際的な動向としては、2015（平成27）年12月に開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において「パリ協定」が採択され、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べ2度未満に抑える目標「2度目標」を追求すること等を決定しました。

この「パリ協定」により、全ての国々が長期的な温室効果ガス排出削減に乗り出すこととなり、1997（平成9）年の「京都議定書」以来の画期的な国際枠組みとなっています。



2.1.2 国の動向

(1) 第五次環境基本計画

2018（平成30）年4月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」では、目指すべき持続可能な社会の姿の一つとして、「地域循環共生圏^{※1}」の創造を掲げています。

「地域循環共生圏」の創造に向けて、SDGs の考え方も活用し、経済・社会及び環境の統合的向上に取り組むことをはじめ、経済や社会的課題の同時解決を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくとしています。

(2) 循環型社会の形成に向けた計画策定

2018（平成30）年6月に策定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、バイオマス資源のエネルギー利用や廃棄物の適正処理の更なる推進と環境再生、環境分野における基盤整備等を掲げています。また、同計画の中で家庭から由来する食品ロス量について、2030（令和12）年度までに2000（平成12）年度比で半減させることを目標に掲げています。さらに、2019（令和元）年5月には、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が成立し、食品産業から消費までの各段階で食品ロス減少へ取り組む努力が国民運動として位置付けられました。

(3) 気候変動適応策の推進

既に起こりつつある気候変動影響の防止・軽減のための備えとして、2018（平成30）年6月に「気候変動適応法」が成立し、同年11月に「気候変動適応計画」が閣議決定されました。

「気候変動適応計画」では、影響が既に生じているまたはその恐れがある主要な7つの分野（「農業・森林業・水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国民生活・都市生活」）が明示され、関係府省庁が連携して気候変動適応策を推進することとされています。

※1 地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標

	貧困	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
	飢餓	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
	健康・福祉	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
	教育	すべての人々に包摂的※2かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	ジェンダー	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
	水・衛生	すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
	エネルギー	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
	経済成長・雇用	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する
	産業化・技術革新	強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
	不平等	国内及び国家間の格差を是正する
	まちづくり	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
	生産・消費	持続可能な消費と生産のパターンを確保する
	気候変動	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
	海洋・海洋資源	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
	陸上・陸上資源	陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
	平和・公正	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
	パートナーシップ	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

資料：国際連合広報センターホームページ（https://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/31737/）

※2 包摂的

一つの事柄をより大きな範囲の事柄の中に取り込むこと。

2.2 本市の概況

2.2.1 沿革

古くは伊勢湾に続く海の中にあり、その後地殻変動により現在の形になりました。この一帯は低地で、木曾三川の氾濫により洪水に悩まされ続けてきました。そのため、江戸時代の1754（宝暦4）年から1755（宝暦5）年にかけて幕府の命令により、薩摩義士の手によって三川分流工事が行われました。こうした先人達の努力により、この地は豊かな穀倉地帯に変わり、明治以降も農産物や美濃織の集散地として発展してきました。

1954（昭和29）年4月1日、当時羽島郡南部の1町9ヵ村（竹ヶ鼻町、正木村、足近村、小熊村、上中島村、下中島村、江吉良村、堀津村、福寿村及び桑原村）が合併して、羽島市が誕生しました。

1964（昭和39）年に東海道新幹線岐阜羽島駅が開業し、1983（昭和58）年に名神高速道路岐阜羽島インターチェンジが供用開始しました。本市は、交通の要衝として大きく発展をとげてきました。

2.2.2 地勢

本市は岐阜県西南部に位置し、北は岐阜市、大垣市、笠松町、西は海津市、安八町、輪之内町、東と南は愛知県一宮市、稲沢市に接しています。

市域は東西に8.77km、南北に12.86kmで、市域の大半を一級河川である木曾川と長良川に挟まれた三角形のような形をしています。総面積は53.66km²です。

濃尾平野の北西部に位置し、地形分類学的には低地（谷底平野・氾濫平野）となっています。



羽島市の概要

市役所の位置	東西		南北			
	経度・地名		距離	緯度・地名		距離
東経 136° 42′ 22″ 北緯 35° 19′ 00″	極東	東経 136° 45′ 24″ 正木町南及	8.77km	極南	北緯 35° 14′ 22″ 桑原町小藪	12.86km
	極西	東経 136° 39′ 36″ 桑原町西小藪		極北	北緯 35° 21′ 12″ 足近町北宿	
市役所の海拔	6.96m					

資料：羽島市統計書

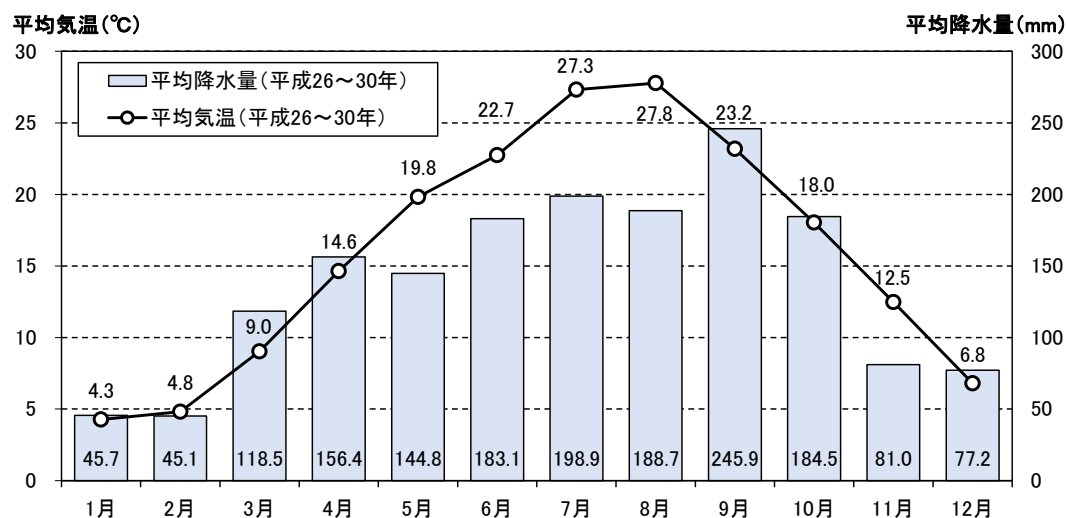
2.2.3 気象（気温、降水量）

本市の気象は、最も生活に適した海洋性温帯気候に属し、年間降雨量は約1,600mm程度、平均気温は約16℃と比較的温暖です。

しかし、伊勢湾の最奥部に位置することと、冬季に北西から吹く季節風「伊吹おろし」の通り道にあたることから、夏は暑く冬は寒い内陸性気候も示しており、太平洋岸とは異なった気象条件を呈しています。

近年は9～10月にかけて台風が日本列島に接近・上陸することが多かったため、その期間の降雨量が多くなっています。

月別平均気温・降水量



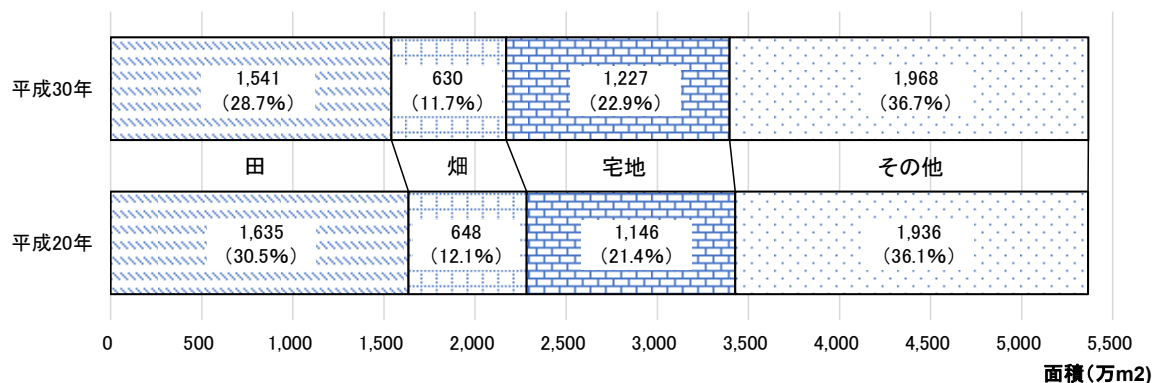
資料：羽島市統計書

2.2.4 土地利用の状況

本市の総面積 53.66km²のうち、田が約29%と最も多くの割合を占めています。次いで宅地が約23%、畑が約12%となっています。

2018（平成30）年と2008（平成20）年を比較すると、田・畑の面積が減少し、宅地の比率が増えています。

土地利用の変遷

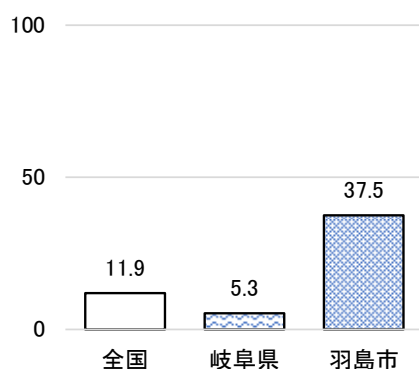


資料：羽島市統計書

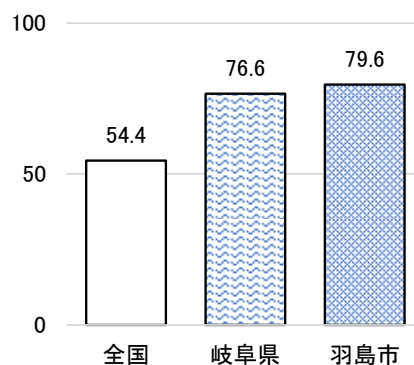
耕地や水田の面積率を見ると、本市の耕地面積率は全国平均や岐阜県平均と比較して3倍以上と高い比率となっています。

水田面積率も全国平均より高く、岐阜県平均とおおむね同程度です。

耕地面積率（％）（2018（平成30）年度）



水田面積率（％）（2018（平成30）年度）



資料：グラフと統計でみる農林水産業（農林水産省 わがマチわがムラ）岐阜県羽島市詳細データ

農業従事風景

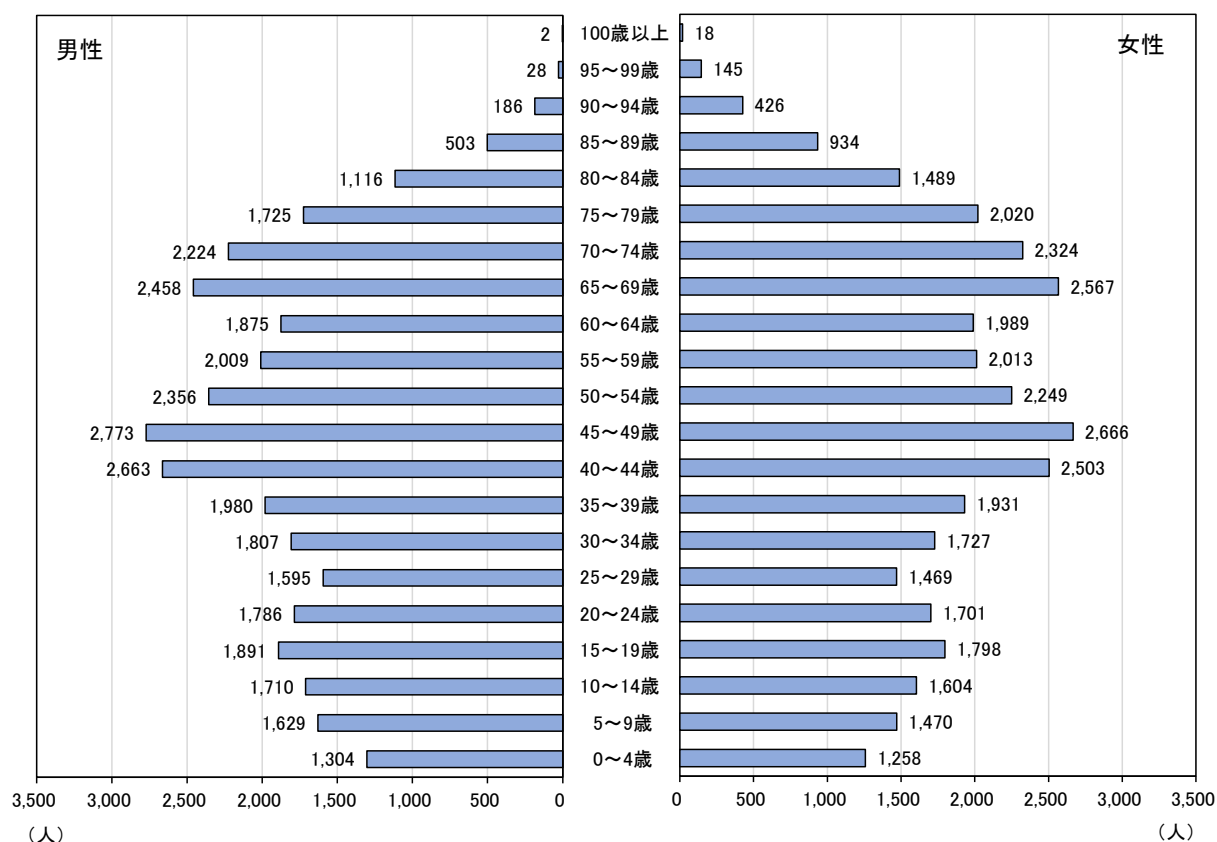


2.2.5 人口の状況（人口、世帯数）

総人口における年齢別人口を見ると、男女ともに45～49歳が最も多くなっています。また、65歳以上の高齢者が占める割合は男性で約25%、女性で約29%となっている一方、19歳以下の未成年者が占める割合は男性で約19%、女性で約18%となっています。

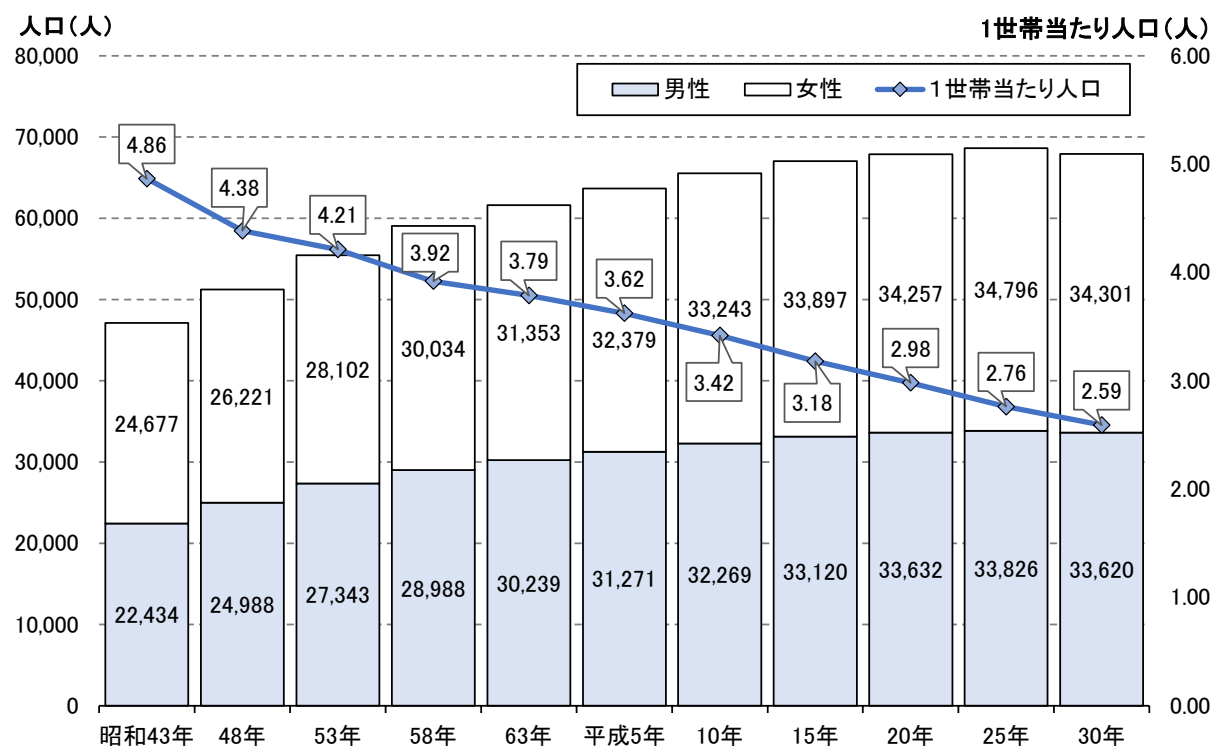
本市の人口は、2013（平成25）年の68,622人から、2018（平成30）年には67,921人と若干の減少傾向にあります。1世帯当たりの人口も2013（平成25）年の2.76人から、2018（平成30）年には2.59人と減っており、核家族化が進行していることが分かります。

年齢別人口（総人口）（2018（平成30）年度）



資料：羽島市統計書

人口・世帯数の推移



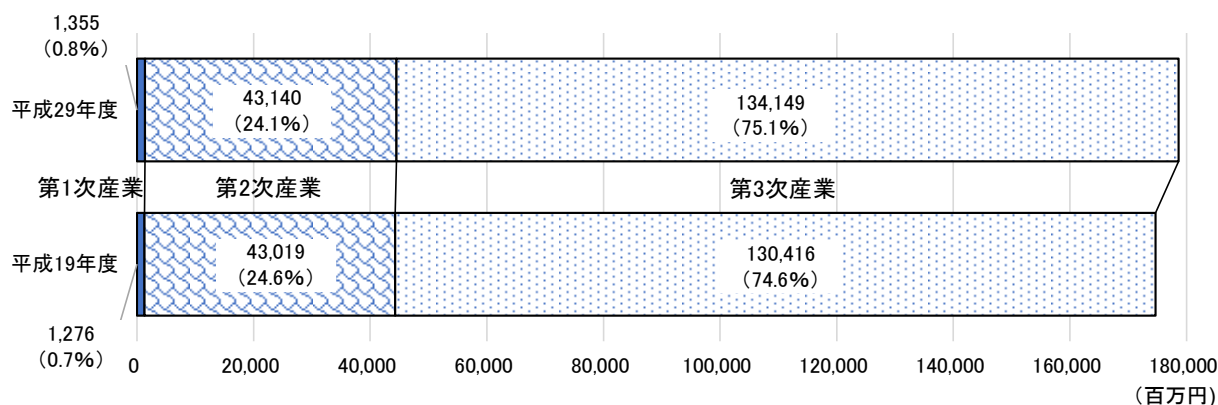
資料：羽島市市民課

2.2.6 産業の状況

本市の産業の割合を総生産額で見ると、第3次産業の占める割合が約75%と高くなっています。製造業や建設業等の第2次産業は残りの約24%で、農林水産業の第1次産業は全体の約1%となっています。

就業者数で見ても、第3次産業が多くなっています。

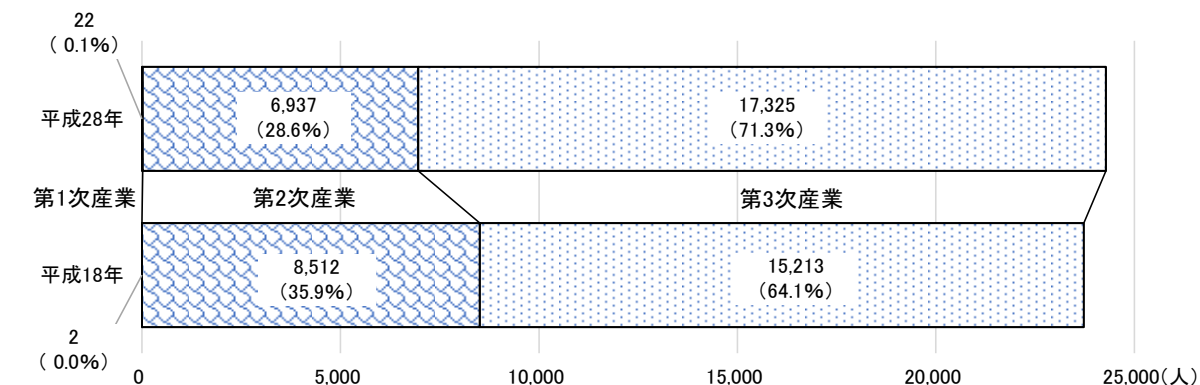
経済活動別総生産の変遷



資料：岐阜県統計データ

注：割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と一致しない場合がある。

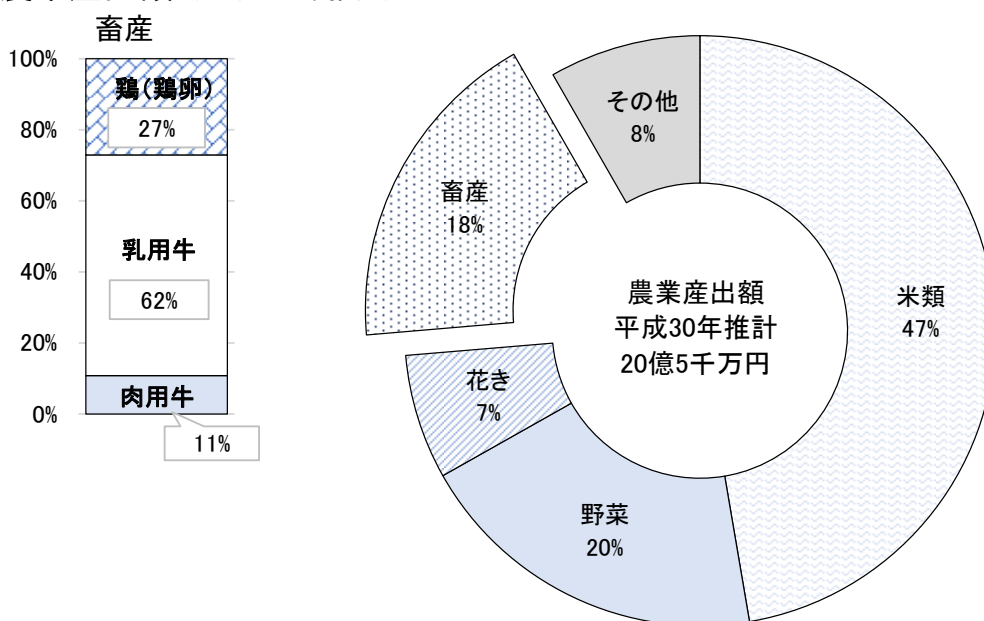
産業大分類別就業者数（民営）の変遷



資料：羽島市統計書

2018（平成30）年の農業産出額（推計）を見ると、全体の約半数を米類が占めています。レンコンや玉ねぎ等の野菜が20%、花きが7%、畜産が18%となっています。畜産は62%が乳用牛で、27%が鶏（鶏卵）、11%が肉用牛です。

農業産出額（平成30年推計）



資料：岐阜県統計データ

2.2.7 交通の状況（道路、鉄道等）

本市を南北に二分するかのよう、東海道新幹線と名神高速道路が東西に走っています。市内には東海道新幹線岐阜羽島駅と、名神高速道路岐阜羽島インターチェンジが立地しており、「岐阜県の玄関口」として交通の要衝となっています。

市内には新羽島駅と笠松駅をつなぐ名古屋鉄道羽島線・竹鼻線が走っているほか、羽島市コミュニティバス（市内線・南部線）が市内の各所をつないでいます。

羽島市コミュニティバス利用状況（市内線・南部線）（平成30年度）

路線名	総利用者数（人）	1ヵ月当たりの平均乗客数（人）
東・はしまわる線	7,805	650
西・はしまわる線	7,525	627
中・はしまわる線	13,599	1,133
温泉・はしまわる線	16,782	1,399
南部線	59,248	4,937

資料：羽島市統計書

2.3 本市の環境の現状

2.3.1 大気環境

2014（平成26）年度から2018（平成30）年度までの大気汚染5物質の年平均値の変動を見ると、ほぼ横ばいで推移しながら、若干の減少傾向を示しています。

環境基準との適合状況では、二酸化硫黄（SO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）及び二酸化窒素（NO₂）は5ヵ年とも適合していましたが、光化学オキシダント（O₃）は5ヵ年とも適合していませんでした。また、微小粒子状物質（PM_{2.5}）は2014（平成26）年度は適合していませんでしたが、2015（平成27）年度からは良好な状況を保っています。

二酸化硫黄（SO₂）の測定結果（羽島測定局）

	有効測定 日数	測定時間	年平均値	基準超過日数 割合	基準超過日の 2日以上連続	長期的評価 の適否
	（日）	（時間）	（ppm）	（％）	（有無）	適○ 否×
平成26年度	365	8,701	0.004	0.0	無	○
27年度	365	8,739	0.006	0.0	無	○
28年度	363	8,717	0.005	0.0	無	○
29年度	362	8,699	0.005	0.0	無	○
30年度	358	8,594	0.005	0.0	無	○

資料：岐阜県環境白書

浮遊粒子状物質（SPM）の測定結果（羽島測定局）

	有効測定 日数	測定時間	年平均値	基準超過日数 割合	基準超過日の 2日以上連続	長期的評価 の適否
	（日）	（時間）	（mg/m ³ ）	（％）	（有無）	適○ 否×
平成26年度	267	6,367	0.018	0.0	無	○
27年度	364	8,732	0.016	0.0	無	○
28年度	363	8,695	0.015	0.0	無	○
29年度	331	7,977	0.017	0.0	無	○
30年度	329	7,900	0.019	0.0	無	○

資料：岐阜県環境白書

二酸化窒素（NO₂）の測定結果（羽島測定局）

	有効測定 日数	測定時間	年平均値	日平均値年間 98%値	長期的評価 の適否
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	適○ 否×
平成 26 年度	365	8,664	0.011	0.022	○
27 年度	361	8,651	0.011	0.021	○
28 年度	363	8,657	0.010	0.021	○
29 年度	363	8,666	0.009	0.019	○
30 年度	356	8,556	0.008	0.017	○

資料：岐阜県環境白書

光化学オキシダント（O₃）の測定結果（羽島測定局）

	昼間 測定日数	昼間 測定時間	昼間 年平均値	基準値超過 日数割合	基準値超過 時間割合	環境基準 の適否
	(日)	(時間)	(ppm)	(%)	(%)	適○ 否×
平成 26 年度	363	5,362	0.033	22.0	7.1	×
27 年度	366	5,430	0.034	25.1	7.9	×
28 年度	351	5,221	0.036	24.8	8.8	×
29 年度	365	5,434	0.034	25.5	9.3	×
30 年度	334	4,951	0.033	19.5	7.1	×

資料：岐阜県環境白書

微小粒子状物質（PM_{2.5}）の測定結果（羽島測定局）

	有効測定 日数	年平均値	日平均値の 年間 98%値	基準値 超過日数 割合	長期 基準の 適否	短期 基準の 適否	長期的 評価の 適否
	(日)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(%)	適○ 否×		
平成 26 年度	364	16.4	37.3	3.6	×	×	×
27 年度	364	13.8	34.9	1.9	○	○	○
28 年度	364	11.6	25.6	0.3	○	○	○
29 年度	363	9.9	25.3	0	○	○	○
30 年度	357	9.6	27.6	0.3	○	○	○

資料：岐阜県環境白書

2.3.2 水質環境

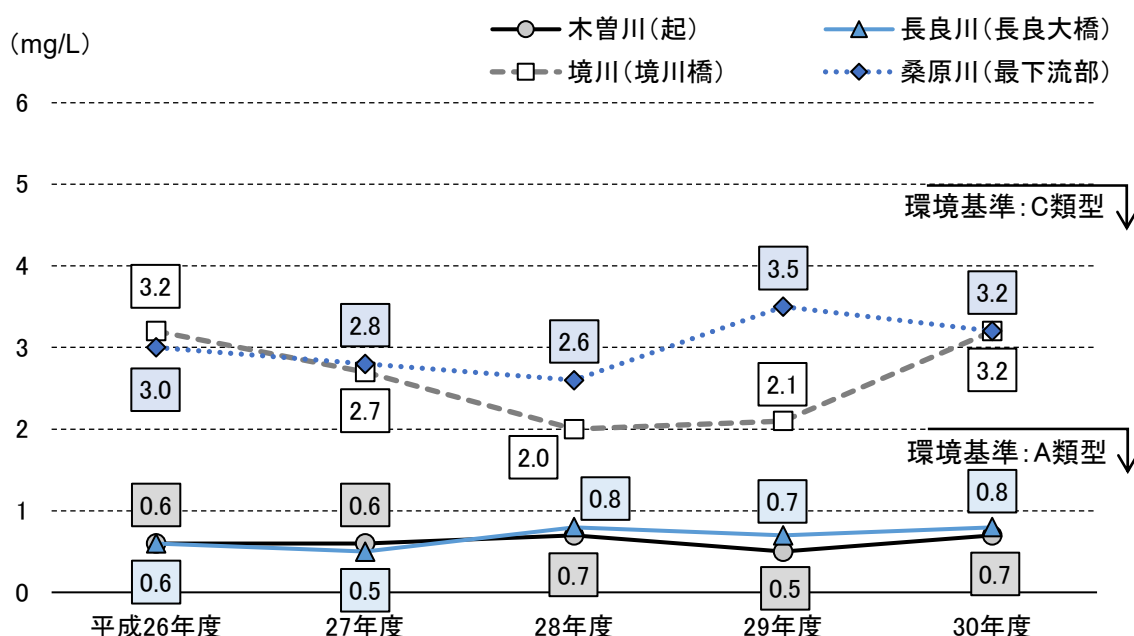
(1) 水質の環境基準

本市は市域の東側を木曽川、西側を長良川に挟まれた場所にあります。市域の北側には境川が流れるほか、市域南部には桑原川が流れています。また、市内には足近川、松枝排水路及び逆川という排水路があります。

さらに水田や蓮田が多いことから、網の目のように用水路が広がり、ため池が点在しています。

木曽川と長良川は環境基準のA類型に指定されていて、過去5年間ではBOD^{※3}75%値が1mg/L未満と良好な水質を維持しています。境川と桑原川は全域がC類型に指定されており、過去5年間ではいずれも環境基準を達成しています。

BOD75%値の推移（岐阜県水質調査）



資料：岐阜県環境白書

※3 BOD

「Biochemical oxygen demand」（生物化学的酸素要求量）の略で、河川水や工場排水中の汚染物質（有機物）が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要な酸素量。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味する。

(2) 市内の水質調査

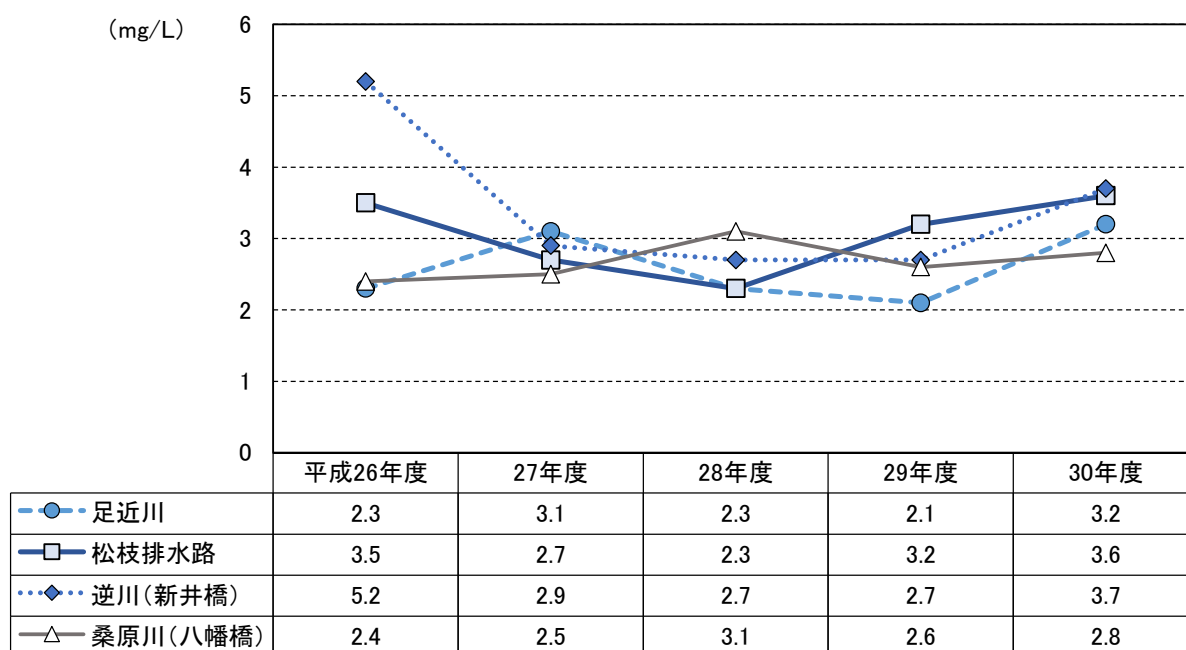
本市の公共用水域の水質を把握するため、下表に示す5つの河川等において定期的に水質調査を実施しています。

足近川、松枝排水路及び逆川は比較的人口密集地に位置するため、BODが高くなる傾向にあります。桑原川、境川におけるBODは環境基準を満たした状態を維持しています。

水質調査実施場所

河川名称	調査地点	類型
足近川	小熊町天王（新生大橋）	類型指定なし
松枝排水路	小熊町島（神明神社 南）	類型指定なし
逆川	小熊町天王（新生大橋）	類型指定なし
	新生町1丁目（新生橋）	
	竹鼻町下町2丁目（蓮見橋）	
	竹鼻町蜂尻（神明橋）	
	正木町新井（新井橋）	
桑原川	桑原町中小薮（八幡橋）	C 類型
	桑原町大須（新大須橋）	
	上中町午北（稻荷橋）	
	舟橋町出須賀（出須賀1号橋）	

BOD75%値の推移（羽島市水質調査）



資料：羽島市生活環境課

2.3.3 動植物

(1) 希少種の保全状況

イタセンパラ※4は国の天然記念物に指定されており、日本固有種の魚です。濃尾平野ではかつて、多くの水系に生息していましたが、生息条件が著しく悪化した結果、現在では絶滅危惧種に指定されています。

国土交通省木曽川上流河川事務所が 2008（平成 20）年に実施した「河川水辺の国勢調査」等において、木曽川の兩岸（羽島市及び愛知県一宮市）で 15 年ぶりに生息が確認されました。

本市では、国の天然記念物の保護・保全を通して環境学習を進め、希少野生動物等の保護意識の醸成を図りたいとの思いから、2014（平成 26）年度からイタセンパラの普及に係る事業を行ってきました。イタセンパラを地域の宝として地域の皆さんで守っていくために、2018（平成 30）年度から「羽島市イタセンパラサポーター」を募集し、その保全活動に取り組んでいます。

羽島市イタセンパラサポーター



**羽島市
イタセンパラ
サポーター
募集**

こんな方を募集しています！

- ・生き物が好きな方
- ・保護・保全活動に参加してみたい方
- ・普段、木曽川沿いで散歩やジョギングをしている方

地域の宝！国の天然記念物イタセンパラと一緒に守っていきましょ！

<主な活動内容>

- 木曽川沿いの密漁者見回り活動
- 研修会や勉強会への参加
- 市民への周知活動

<イタセンパラとは～>

イタセンパラは、木曽川に生息している淡水魚で、世界で探しても日本の 3 ヶ所（淀川水系、濃尾平野、富山平野）のみでしか生息が確認されていない日本固有種です。また、環境省レッドリスト絶滅危惧 1A 類に分類されるなど、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い生き物です。

概要・申込事項は裏面です

※ワンド(岡島)写真提供：国土交通省木曽川上流河川事務所
イタセンパラ写真提供：世界淡水魚園水族館アクア・トリ・ギム

<活動内容>

主に、次の 3 つの活動を行います。

- ・イタセンパラの周知、普及等の啓発活動
- ・イタセンパラ生息域の見回り活動
- ・イタセンパラに関する環境保全活動、研修会、勉強会等への参加

<サポーター資格>

次の条件に該当する方はどなたでも参加いただけます。

- ・目的に賛同して活動ができる者
- ・ボランティアとして活動意欲がある者
- ・次のいずれかに該当する者

ア 羽島市内に在住、在勤又は在学している
イ 市又は木曽川水系イタセンパラ保護協議会が開催する環境保全活動、研修会等に参加できる

※4 イタセンパラ

コイ科タナゴ亜科に属し、その生息は木曽川水系や淀川水系及び富山平野の 3 カ所に分布するが、それぞれ生息地は限定的で個体数も減少しており絶滅が危惧されている魚類。天然記念物（文化庁・文化財保護法）及び国内希少野生動植物種（環境省・種の保存法）に指定。

(2) 外来生物

岐阜県では、国内で定着が確認されており、生態系への影響のほか、人に危害を与える、あるいは農林水産業に影響があるとされる12種類の外来生物を対象種とした特定外来生物生息分布調査を行っています。調査の結果、市内では6種類の外来生物が確認されています。

市内で確認された外来生物

- 哺乳類：アライグマ、ヌートリア
- 爬虫類：カミツキガメ、ミシシippieアカミミガメ（※特定外来生物ではない）
- 魚類：該当なし
- 無脊椎動物：セアカゴケグモ
- 植物種：オオキンケイギク

資料：特定外来生物生息分布調査結果（岐阜県）

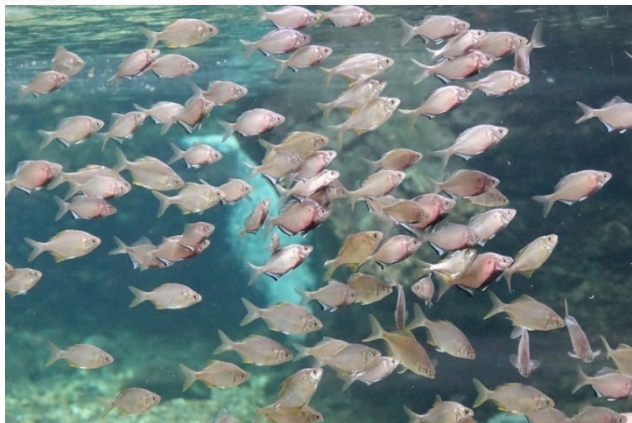
(3) 植物

市域全体に「水田雑草群落」が広がっています。名神高速道路より北側の市役所周辺では「市街地」が多く、木曽川・長良川沿いの高水敷には「牧草地」が見られます。

イタセンパラ



イタセンパラの群泳



写真：世界淡水魚園水族館 アクア・トト ぎふ

2.3.4 騷音

騒音に関する環境基準の達成状況を把握するため、一般地域と新幹線沿線地域では岐阜県の調査実施要領に基づいて騒音調査を行っています。

一般地域の騒音状況の推移を見ると、いずれも基準値を達成しています。新幹線沿線の騒音状況について、近年環境基準を満たしています。

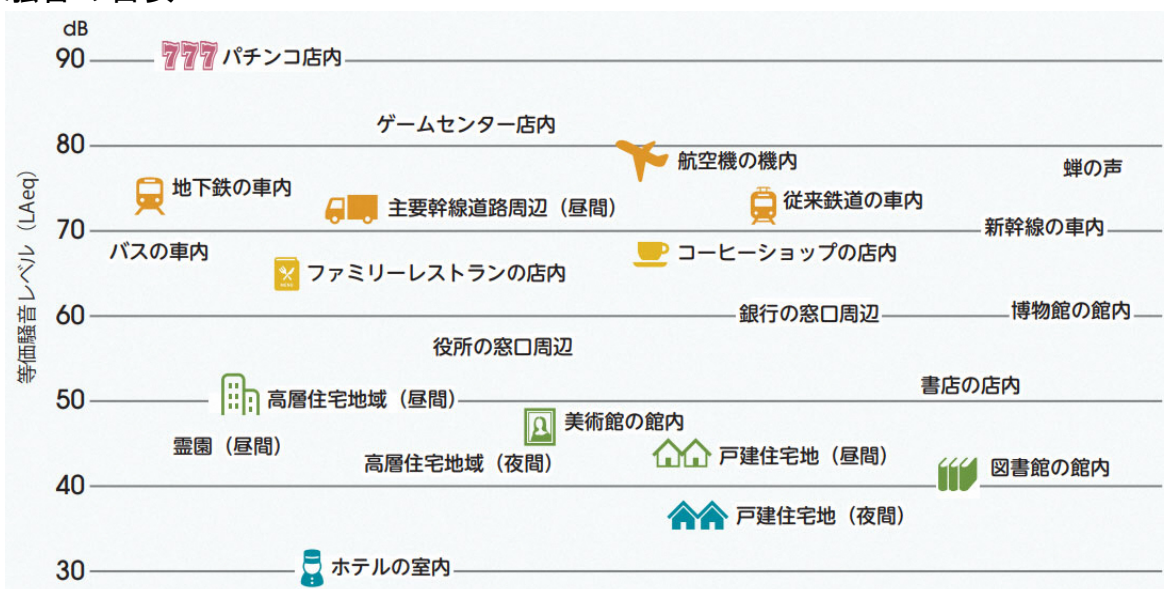
騒音状況の推移

(単位: dB)

		基準	平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
一般地域							
	天王第 2 公園 (小熊町天王 3 丁目 52 番地)	55	39	45	45	53	42
	八剣神社 (竹鼻町神楽 3327 番地 2)	60	47	47	48	56	47
	羽島中学校南 (足近町 7 丁目 515 番地)	55	48	48	49	53	49
新幹線鉄道騒音の測定結果 (25m地点)							
	下中町加賀野井	70	72	72	71	69	69
	上中町長間字村前 556-1	70	69	69	70	70	70
	舟橋町 5-37	75	72	70	69	72	71
	舟橋町 4	75	69	71	72	69	69

資料：羽島市の環境、岐阜県環境白書

騒音の目安



資料：「生活騒音」環境省パンフレット

2.3.5 振動

振動については、自動車や鉄道等以外に、建設作業や工場・事業場等を発生源とするものもあります。

市内では近年、規制のかからない施設を発生源とする通報事例が増えていますが、2014（平成26）年度から6年間で、文書等による改善勧告等を出した事例はありません。

2.3.6 悪臭

本市では、特定悪臭物質（アンモニア等22物質）の濃度で、事業場から発生する悪臭を規制しています。

2014（平成26）年度から6年間で、改善勧告等を出した事例はありません。

2.3.7 ごみ処理・リサイクル

(1) ごみ排出量実績の推移

2014（平成26）年度から5年間のごみ量実績の推移を見ると、燃やせるごみについては増加傾向を示しています。その一方で、資源物については若干の減少傾向を示しています。

ごみ排出量実績

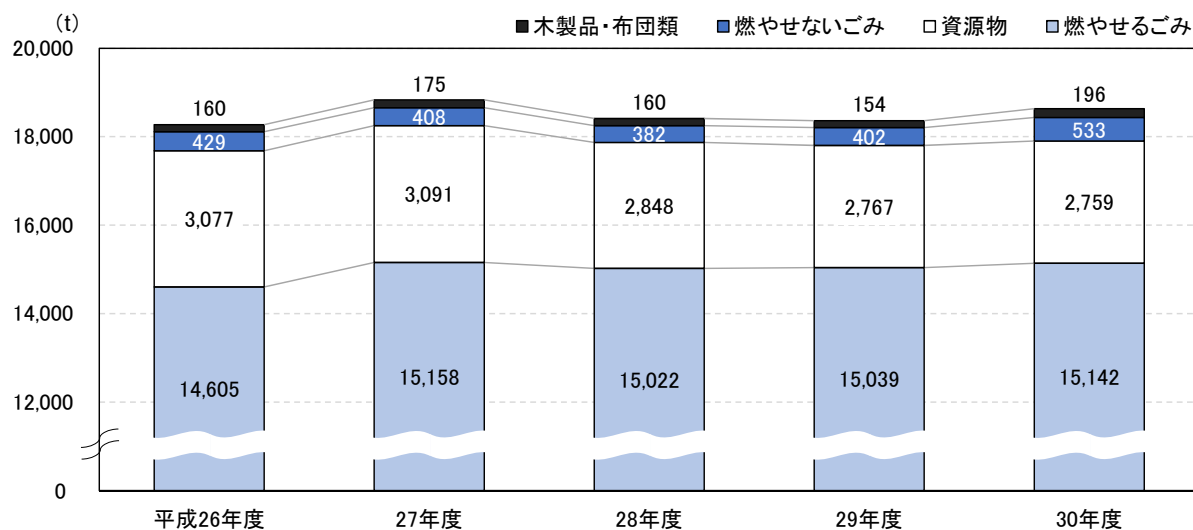
（単位：t）

年 度		平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
燃やせる ごみ	家庭系	10,814.31	10,968.12	10,374.30	10,375.12	10,216.82	
	事業系	3,790.59	4,189.47	4,647.98	4,663.78	4,925.43	
	(合計)	14,604.90	15,157.59	15,022.28	15,038.90	15,142.25	
資 源 物	紙類	集積場	1,018.94	819.20	690.34	572.01	491.05
		ストックヤード	270.20	246.81	228.99	221.63	214.20
	カン		110.96	104.29	98.99	92.21	90.47
	ビン		297.18	288.40	277.77	275.33	269.77
	有害物		24.09	23.73	22.82	22.97	24.23
	ペットボトル		86.13	84.66	85.64	89.26	95.05
	プラスチック		575.15	601.32	576.90	589.91	623.99
	緑ごみ		204.65	255.11	280.84	300.76	335.05
	事業系	紙類	324.65	329.56	356.70	358.21	366.99
		カン	61.51	233.58	90.47	95.88	93.53
		ビン	43.35	48.89	59.35	61.97	62.76
		ペットボトル	59.69	55.27	78.84	87.21	92.29
		プラスチック					
	(合計)		3,076.50	3,090.82	2,847.65	2,767.35	2,759.38
燃やせない ごみ	家庭系	426.04	405.18	379.18	398.00	526.74	
	事業系	3.35	3.19	2.49	3.87	6.18	
	(合計)	429.39	408.37	381.67	401.87	532.92	
木製品・布団類		160.44	175.29	160.34	154.02	196.28	
総 計		18,271.23	18,832.07	18,411.94	18,362.14	18,630.83	

備考：資源物のうちカン、ビン、ペットボトル、有害物及びプラスチックはストックヤード分含む
資源物のうち紙類のストックヤード分には、古着を含む

資料：羽島市の環境

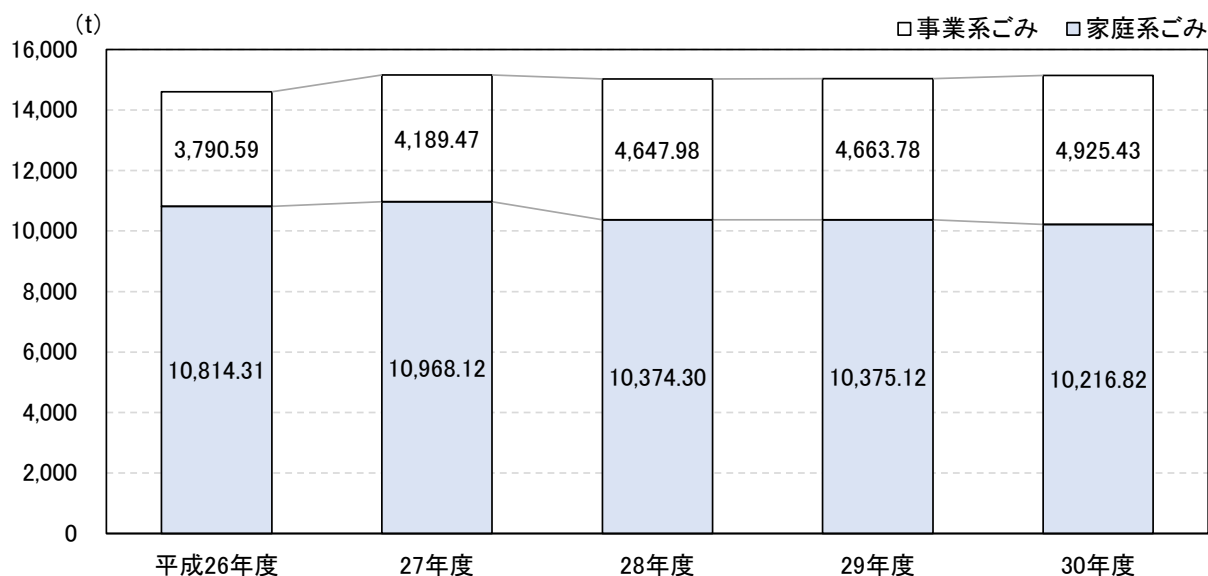
ごみ排出量実績の推移



資料：羽島市の環境

燃やせるごみのうち、家庭系ごみの占める割合は3分の2程度となっていますが、年々事業系ごみの占める割合が増加しています。

燃やせるごみ量の推移



資料：羽島市の環境

(2) リサイクル

資源物については、1992（平成 4）年度のビン、カン、有害物（蛍光灯、電池等）を皮切りに、ペットボトル、プラスチック類、紙類を分別収集しています。

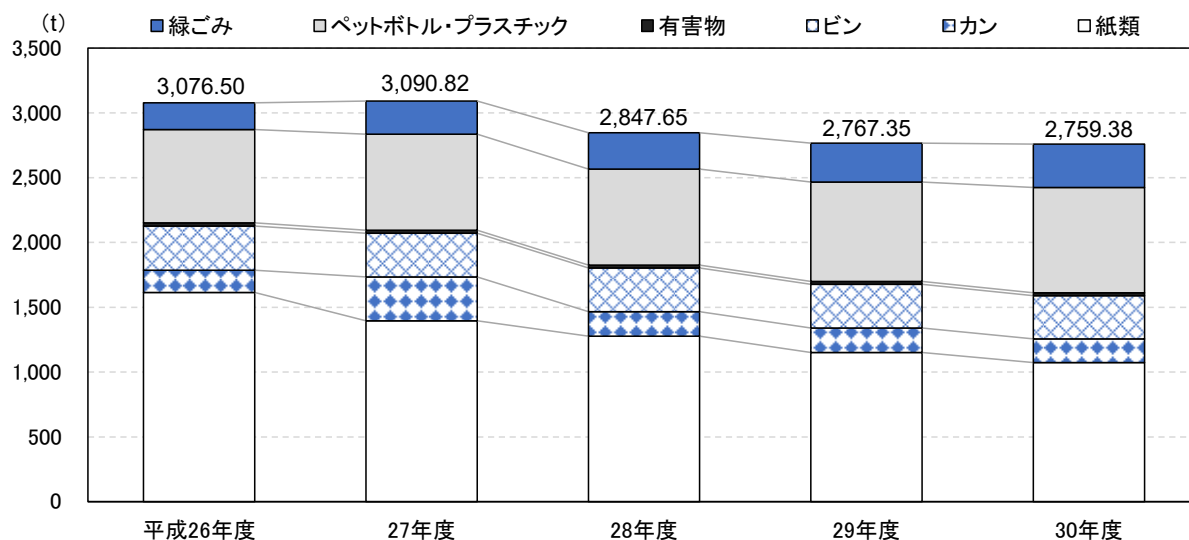
また、2010（平成 22）年度から、従来は燃やせるごみとして処理していた剪定枝や竹、草、葉を「緑ごみ」、プラスチック類を「容器包装プラスチック」と「その他プラスチック」に分けて分別収集しています。

さらに、大切な資源を回収し、リデュース・リユース・リサイクルを推進することにより、ごみの減量化及び省資源化につなげるため、ビン、カン、ペットボトル、新聞紙、雑誌等 19 品目の資源物を市民が直接持ち込むことができる施設として、2009（平成 21）年度には、羽島市資源物ストックヤードの稼働を始めました。

羽島市資源物ストックヤード



資源物回収の推移



資料：羽島市の環境

2.3.8 し尿処理・生活排水処理

(1) 生活排水処理形態の推移

本市の生活排水処理形態の推移を見ると、本市の水洗化・生活雑排水処理人口の約半数は公共下水道、残りの半数は合併処理浄化槽となっており、2018（平成30）年度時点の生活排水処理率は65.6%となっています。

生活排水処理形態別人口の推移

（単位：人）

区分/年度	平成 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
総人口	68,588	68,393	68,328	67,929	67,700
水洗化・生活雑排水処理人口	38,870	40,053	41,560	42,874	44,379
公共下水道人口	19,516	20,245	20,986	21,558	22,282
集落排水施設等人口	0	0	0	0	0
コミュニティプラント人口	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽人口	19,354	19,808	20,574	21,316	22,097
水洗化・生活雑排水未処理人口	29,718	28,340	26,768	25,055	23,321
単独処理浄化槽人口	24,466	23,413	22,143	20,693	19,229
非水洗化人口	5,252	4,927	4,625	4,362	4,092
生活排水処理率（%）	56.7	58.6	60.8	63.1	65.6

資料：羽島市の環境

本市では公共下水道として2000（平成12）年に供用を開始した羽島市浄化センターがあります。2018（平成30）年度における普及率は47.6%で年々高くなっていますが、同じ年度の全国平均79.3%や岐阜県平均76.4%と比較すると低い数値となっています。

公共下水道の整備状況

項目	行政区分	処理区域		普及率
	住基人口（人） A	供用開始人口（人） B	供用開始面積（ha）	B／A （%）
平成26年度	68,588	29,254	859.51	42.7
27年度	68,393	30,195	898.22	44.1
28年度	68,328	30,793	915.11	45.1
29年度	67,929	31,064	923.44	45.7
30年度	67,700	32,220	966.44	47.6

資料：羽島市の環境

2.3.9 公害状況・環境に関する通報

環境省へ報告した市内の公害件数の推移を見ると、公害事案通報としては、水質汚濁に関するものが多くなっています。

2018（平成30）年度の不法投棄の通報件数は193件で、「家庭生活における調理かす、残飯等の生ごみ」や「缶、ビン、プラスチック等の資源物」の不法投棄に関する通報が多数を占めていました。野焼きや埋立等の通報は80件、水質事故（公共用水域への油の流出等）の通報は11件でした。

その他として、「草刈指導を行った雑草繁茂地件数」が256件、「隣家の樹木の枝が越境する」、「蜂の巣の駆除」、「鳥の餌付け」、「畑の肥料からの臭い」、「猫の放し飼い」、「毛虫が発生した」、「かえるの鳴き声がうるさい」、「鳥のフン害」等の通報が73件でした。

通報（対応）件数の推移

項目		平成 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
①公害事案通報 典型7公害	大気汚染	2	0	0	1	0
	水質汚濁	5	6	5	5	4
	土壌汚染	1	0	0	0	2
	騒音	6	2	2	1	1
	振動	0	0	0	0	1
	悪臭	3	0	0	0	0
	地盤沈下	0	0	0	0	0
	合計	17	8	7	7	8
②その他の通報（法令で規制されていないものも含む）		87	109	104	88	73
③廃棄物の野焼き・焼却施設・埋立等に関する通報		58	64	67	94	80
④不法投棄通報件数						
家庭生活における生ごみ		207	158	85	104	57
紙くず、ぼろきれ等粗大ごみ以外のごみ		27	50	40	36	25
缶、ビン、プラスチック等焼却処分不可のもの		66	146	119	65	49
家電、家具、寝具等の粗大ごみ		53	73	30	46	38
その他の一般廃棄物		55	21	25	17	15
産業廃棄物		0	0	6	9	9
合計		408	448	305	277	193
⑤美しいまちづくり条例に関する通報						
環境美化看板請求枚数	ふん害防止	45	29	25	36	33
	野焼き禁止	0	0	0	0	0
	不法投棄防止	50	53	52	54	54
	合計	95	82	77	90	87
草刈指導を行った雑草繁茂地件数*		147	185	242	215	256
⑥水質事故（公共用水域への油の流出等）通報		11	7	6	8	11

* 他部門対応分を除く。

資料：羽島市の環境

2.4 環境に関する市民意識

本計画の策定にあたって、市民や事業者の環境に関する意識や行動を調査し、本計画策定の基礎資料を得ることを目的とし、市民アンケート及び事業者アンケートを行いました。

2.4.1 調査概要

(1) 市民アンケート

◇ 調査対象者

市内在住の18歳以上の市民の中から無作為に抽出した1,000人

◇ 配布と回収

アンケート調査票の配布・回収は郵送により行い、アンケートの発送は2019（令和元）年9月9日に行いました。

◇ 回収期間

回収期間：2019（令和元）年9月11日～10月31日

◇ 回収結果

調査票の配布数は1,000通、回収数は520通で、回収率は52.0%でした。520通のうち、全ての設問に無回答であった1通を無効回答とし、残りの519通は有効回答と判断されたことから、有効回答率は99.8%でした。

(2) 事業者アンケート

◇ 調査対象者

羽島商工会議所会員企業1,500事業所

◇ 配布と回収

羽島会議所タイムズ令和元年9月号に折り込んで配布し、回収しました。

◇ 回収期間

回収期間：2019（令和元）年9月10日～9月30日

◇ 回収結果

調査票の回収数は16通、回収率は1.1%でした。

2.4.2 調査結果の見方

- グラフ中の「n」はアンケート回答者のサンプル数（件数）を示します。
- グラフ・表中の集計結果の%表示は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な質問の場合は、その項目を選んだ人が回答者全体のうち何%なのかという見方をするため、各項目の比率の合計が100%にならない場合があります。

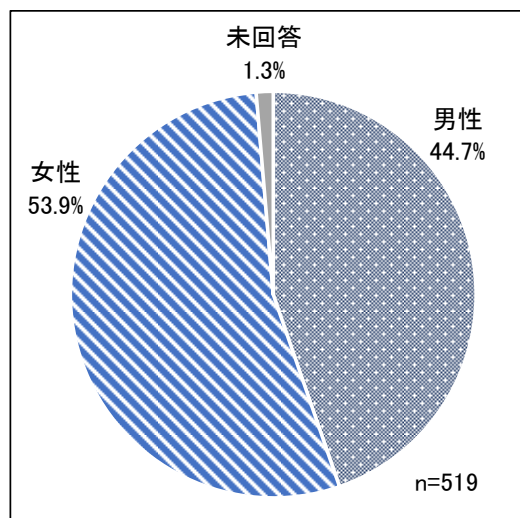
2.4.3 市民アンケート調査結果

(1) 属性

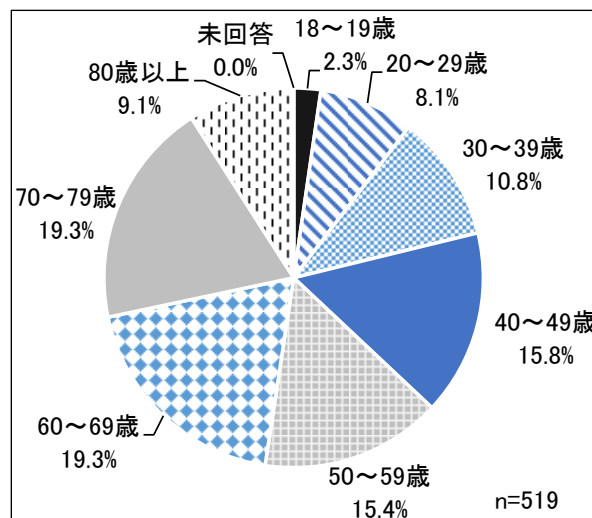
回答者の性別は、「男性」が44.7%、「女性」が53.9%でした。

回答者の年齢は、「60歳代」及び「70歳代」が19.3%ずつで最も多く、合計で38.6%を占めていました。

性別



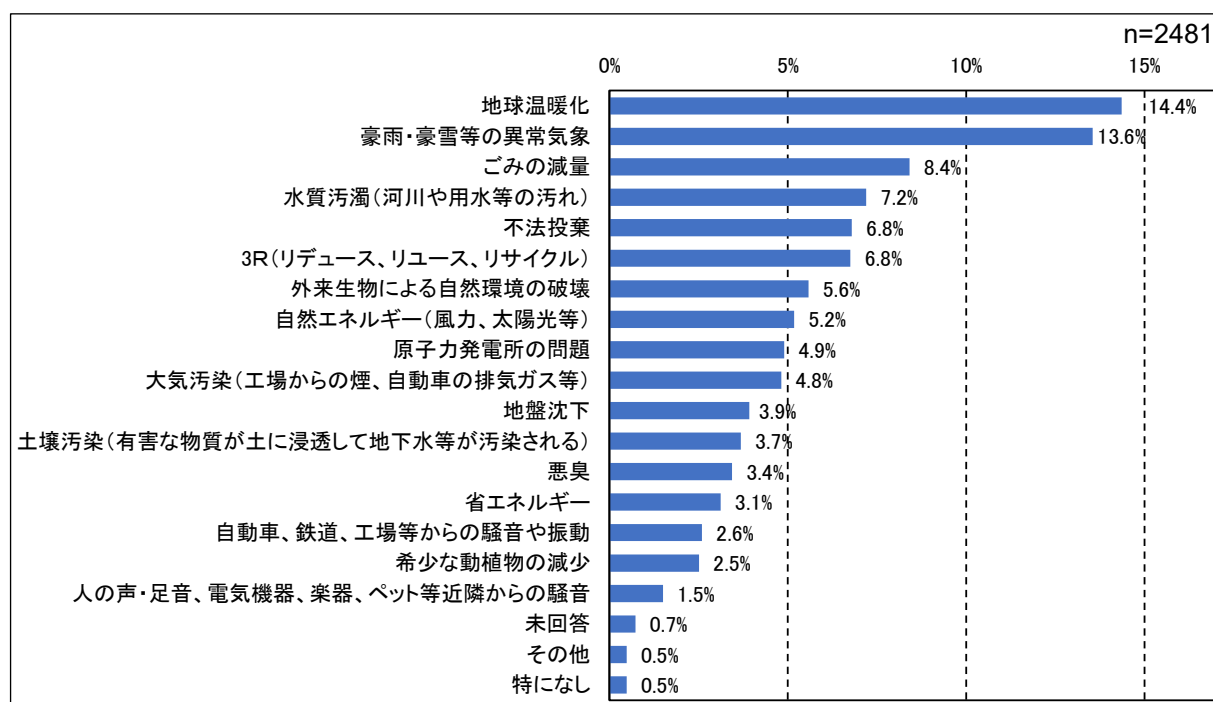
年齢



(2) 環境問題への意識について

回答者が関心のある環境問題は、「地球温暖化」が14.4%と最も多い結果になりました。

関心のある環境問題

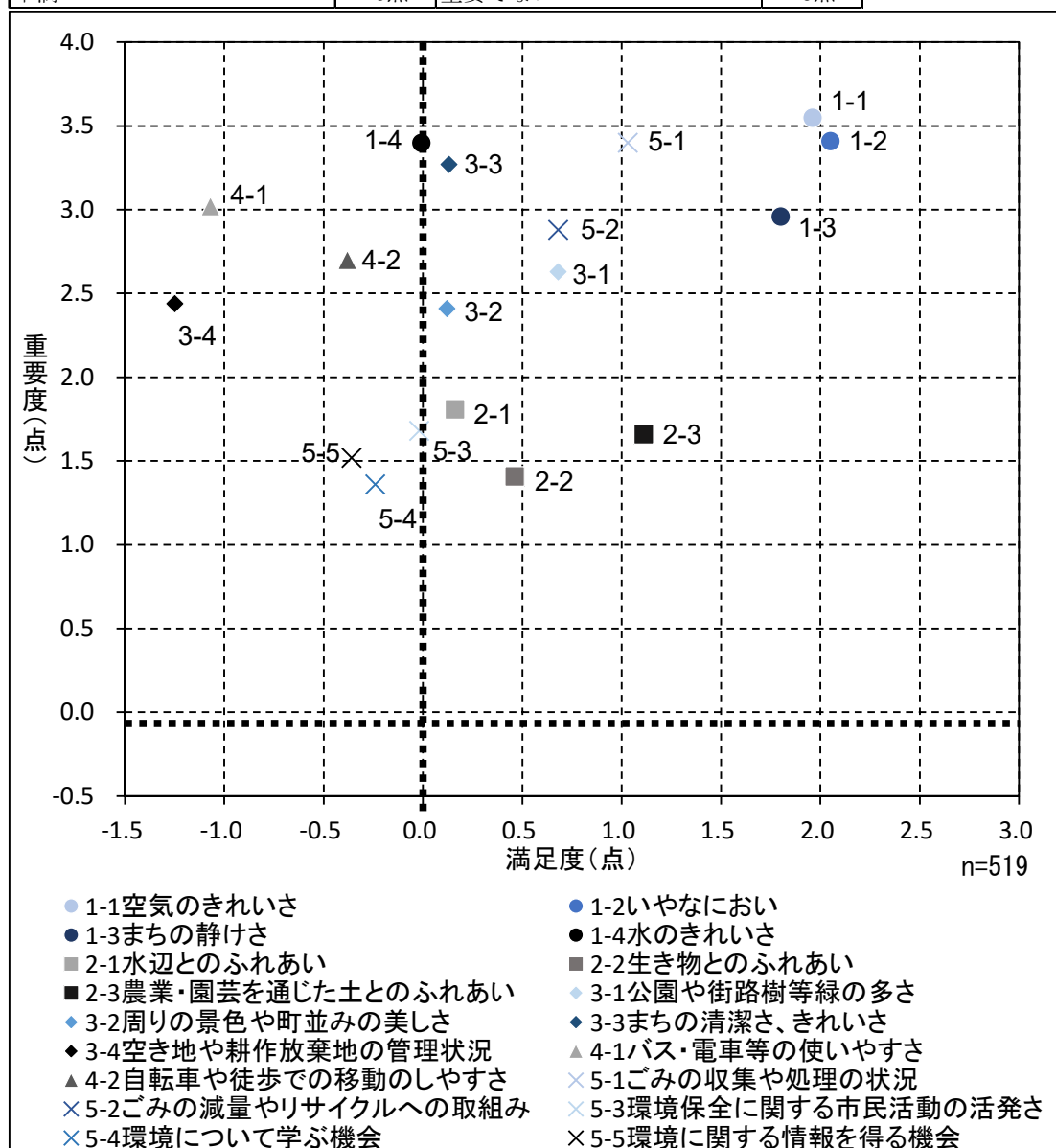


(3) 環境に関する満足度、重要度について

満足度及び重要度ともに高い項目は、「1-1 空気のきれいさ」及び「1-2 いやなにおい」等でした。満足度は比較的高いですが、重要度は比較的低い項目は、「2-3 土とのふれあい」でした。重要度は高いですが、満足度は低い項目は、「1-4 水のきれいさ」及び「3-4 空き地や耕作放棄地の管理状況」等でした。重要度及び満足度ともに低い項目は、「5-4 環境について学ぶ機会」及び「5-5 環境に関する情報を得る機会」でした。

満足度と重要度の点数化と分布

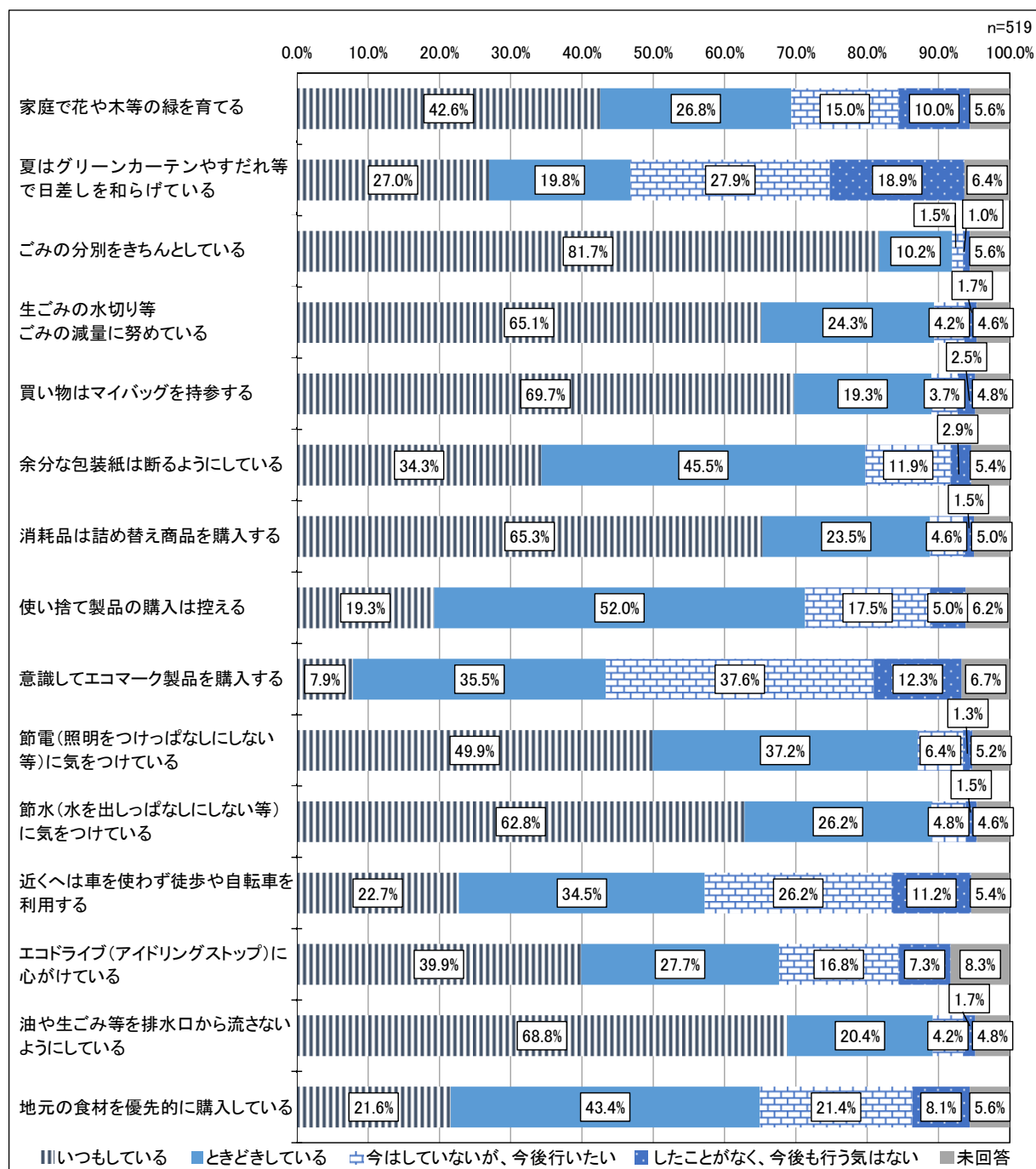
満足度の区分と点数		重要度の区分と点数	
区分	点数	区分	点数
満足	5点	重要	5点
やや満足	3点	どちらかといえば重要	3点
どちらとも言えない	0点	どちらとも言えない	0点
やや不満	-3点	どちらかといえば重要でない	-3点
不満	-5点	重要でない	-5点



(4) 環境に関する取組みについて

「いつもしている」取組みは、「ごみの分別をきちんとしている」が81.7%と最も多く、次いで「買い物はマイバッグを持参する」が69.7%、「油や生ごみ等を排水口から流さないようにしている」が68.8%と多い傾向にありました。

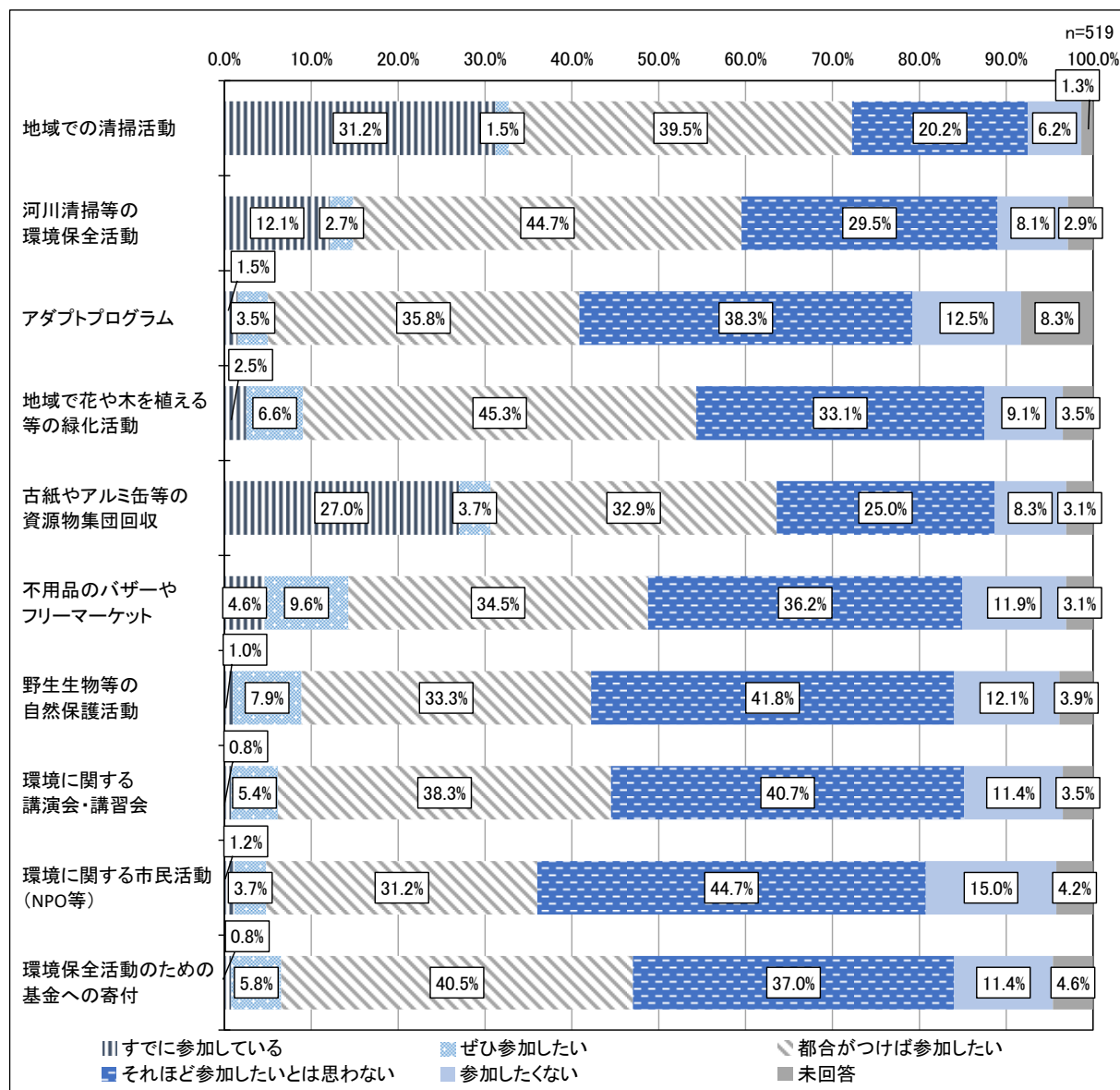
環境に関する取組み



(5) 環境に関する活動への参加について

「すでに参加している」活動は、「地域での清掃活動」が31.2%と最も多く、次いで「古紙やアルミ缶等の資源物集団回収」が27.0%と多い結果となりました。

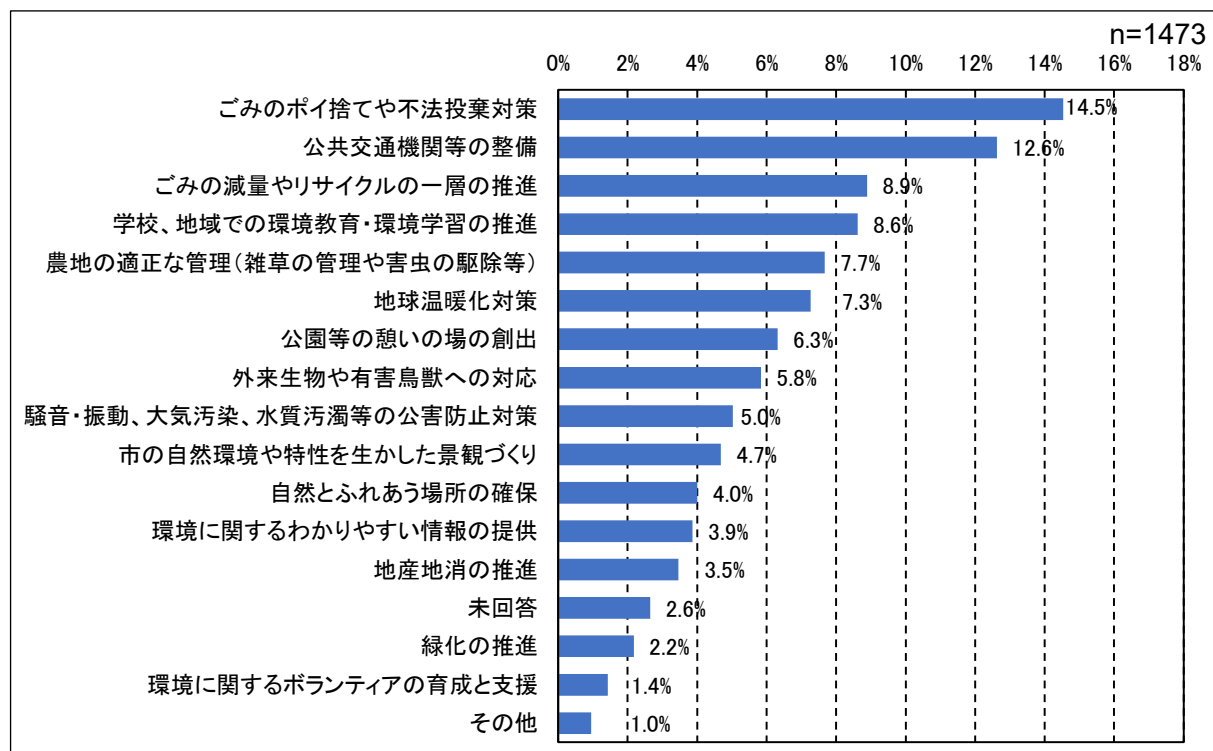
環境に関する活動への参加



(6) 本市に期待する環境施策について

回答者が本市に期待する環境施策は、「ごみのポイ捨てや不法投棄対策」が14.5%と最も多く、次いで「公共交通機関等の整備」が12.6%と多い結果となりました。

本市に期待する環境施策



家庭系ごみ収集



コミュニティバス



2.4.4 事業者アンケート調査結果

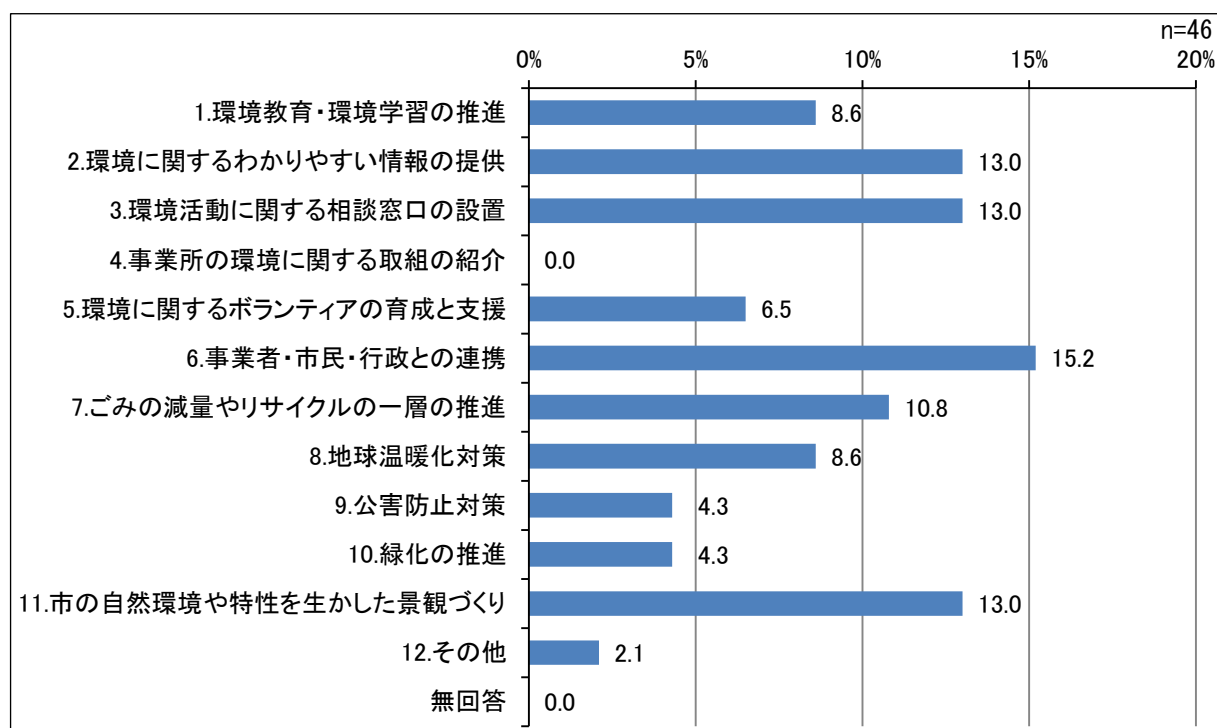
(1) 業種

回答者の業種は、「製造加工業」及び「サービス業」が31.2%と多く、次いで「その他」が18.7%、「建設業」が12.5%でした。

(2) 本市に期待する環境施策について

本市に期待する環境施策は、「事業者・市民・行政との連携」が15.2%と最も多く、次いで「環境に関するわかりやすい情報の提供」、「環境活動に関する相談窓口の設置」及び「市の自然環境や特性を生かした景観づくり」が13.0%でした。

本市に期待する環境施策



羽島市環境審議会



2.5 本市の環境上の課題

2.5.1 本市の概況及び環境による環境上の問題点や課題

本市の概況及び環境から抽出・整理される主な環境上の問題点や課題は、次に示すとおりです。

環境の現状から見た主な環境課題

項目	課題
生活環境	●水質汚濁に関する苦情件数が多い。 ●新幹線の沿線には、過去5年間のうち騒音の環境基準を満たしていない地点もある。
水質	●市内を流れる水路のBOD75%値が高くなる傾向にある。
緑	●天然記念物が生息する等良好な環境が広がっているが、特定外来生物の生息も確認されている。
ごみ	●燃やせるごみの量が増加傾向である。 ●資源物の量が減少傾向である。
下水道	●全国平均や岐阜県平均と比較して、下水道普及率が低い。

2.5.2 環境に関する市民意識による環境上の問題点や課題

(1) 市民アンケート調査結果による環境課題

市民アンケート結果から抽出・整理される主な環境課題は、次に示すとおりです。

市民アンケート結果による主な環境課題

項目	課題
環境に関する満足度、重要度	●満足度及び重要度が高い「空気のきれいさ」、「いやなにおい」、「まちの静けさ」、満足度は比較的高く重要度も高い「公園や街路樹等緑の多さ」、「ごみの収集や処理の状況」及び「ごみの減量やリサイクルへの取組み」は、今後も継続して取り組むべき施策分野と考えられる。 ●重要度は高いが満足度は低い「水のきれいさ」、「空き地や耕作放棄地の管理状況」、「バス・電車等の使いやすさ」及び「自転車や徒歩での移動のしやすさ」は、特に取り組むべき施策分野と考えられる。 ●満足度は比較的高く重要度は比較的低い「土とのふれあい」は、施策の重要度を高める取組みが必要な施策分野と考えられる。

市民アンケート結果による主な環境課題

項目	課題
環境に関する満足度、重要度	● 重要度はあるが満足度は比較的低い「水辺とのふれあい」、「生き物とのふれあい」、「周りの景色や町並みの美しさ」、「まちの清潔さ、きれいさ」、「環境について学ぶ機会」及び「環境に関する情報を得る機会」は、施策の満足度や重要度を高める取組み、あるいは見直しが必要な施策分野と考えられる。
環境に関する取組み	● いつもしている取組み（ごみの分別、マイバック持参、油や生ごみの適切な処理等）以外で、今はしていないが今後行いたい取組みとして「意識してエコマーク製品を購入する」、「近くへは車を使わず徒歩や自転車を利用する」、「地元の食材を優先的に購入している」等が比較的多かったことから、これらの環境に関する取組みを積極的に行ってもらえるような情報提供、啓発活動が課題と考えられる。
環境活動について	● すでに参加している環境に関する活動は、「地域での清掃活動」や「古紙やアルミ缶等の資源物集団回収」が多く、ぜひ参加したい活動として「不用品のバザーやフリーマーケット」、「野生生物等の自然保護活動」、「地域で花や木を植える等の緑化活動」、「環境保全活動のための基金への寄付」、「環境に関する講演会・講習会」が比較的多かったことから、市民が環境活動に積極的に参加してもらえるような取組みや情報提供が課題と考えられる。
本市に期待する環境施策	● 本市に期待する環境施策は、「ごみのポイ捨てや不法投棄対策」が最も多く、自由回答においてもごみ処理に関する意見や、家庭ごみを有料化した場合に不法投棄が増加することを懸念する意見が特に多かったことから、ごみ処理や不法投棄対策が重要な課題と考えられる。 ● 本市に期待する環境施策は、次いで「公共交通機関等の整備」が多く、自由回答においても少子高齢化社会に向けて公共交通機関に関する要望が多かったことから、公共交通サービスを向上する対策が課題と考えられる。 ● その他では、野焼きによる大気汚染や悪臭に関する意見や、公園や沿道等の雑草管理に関する意見も比較的多かったことから、野焼き対策や雑草管理も課題と考えられる。

(2) 事業者アンケート調査結果による環境課題

事業者アンケート調査結果から抽出・整理される主な環境課題は、次に示すとおりです。

事業者アンケート結果による主な環境課題

項目	課題
環境に配慮した取組みについて	● 環境に配慮した取組みのうち、「再生可能エネルギー（太陽光発電、バイオマス等）の購入」、「リサイクル材等の資財を利用した製品の販売・製造」、「リサイクル可能な製品の製造・販売」、「敷地内の緑化推進」、「アイドリングストップ等エコドライブの実施」及び「従業員への環境教育の実施」等は、実施しないとの回答が比較的多かったことから、これらの環境に配慮した取組みを積極的に検討や導入してもらえるような情報提供、啓発活動が課題と考えられる。
環境活動について	● 参加・協力できる（すでに参加・協力している）環境に関する活動は、「事業所周辺の清掃活動」や「花や木を植える等の緑化活動」は多かったが、「環境保全活動」や「自然保護活動」、「環境に関する講演会・講習会」への参加・協力は少なかった。 ● これについては、環境活動に参加するためには、「時間的余裕がない」、「人材的余裕がない」、「金銭的余裕がない」、「ノウハウの不足」が原因と回答している事業者が多かったことから、事業者が積極的に環境活動に参加してもらえるような取組みや環境活動に関する情報提供、環境教育が課題と考えられる。
本市に期待する環境施策	● 本市に期待する環境施策として、「事業者・市民・行政との連携」、「環境に関するわかりやすい情報の提供」及び「環境活動に関する相談窓口の設置」の回答が多かったことから、市民・事業者及び市の連携体制を構築するとともに環境に関する情報提供や環境活動に関する相談窓口の設置が課題と考えられる。

環境学習



第3章 望ましい環境像と基本目標・基本方針

3.1 望ましい環境像

「羽島市環境基本条例」に規定する基本理念に基づき、関連計画や環境の現状、市民や事業者へのアンケート結果を踏まえ、本市が目指す望ましい環境像を設定しました。

「羽島市環境基本条例」の基本理念は次のとおりです。

1. 環境の保全及び創出は、市民が健康で文化的な生活を営むために環境と共生し、豊かで快適な環境を適切に保全し、さらに向上させ、この環境の恵みを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
2. 環境の保全及び創出は、全ての者が可能な限り環境に優しい行動に取り組むことにより、環境への負荷が少ない持続的に発展することが可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。
3. 環境の保全及び創出は、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を認識し、相互に協力して行われなければならない。
4. 地球環境の保全は、私たちの日々の生活が地球環境に密接に関わっていることに鑑み、全ての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

また、「羽島市第六次総合計画基本構想（改訂版）」では、「**人とまちを共に育み、安心して暮らせる羽島市**」を目指し、『**心安らぐ幸せ実感都市はしま**』を将来の本市の姿（将来都市像）としています。

これらを踏まえ、市民が健康で文化的な生活を営むことができる未来をイメージでき、市民・事業者及び市がお互いに協力して環境の保全及び創出をしていくまちを目指し、次のとおり本市の望ましい環境像を設定します。

望ましい環境像

心安らぐ環境にやさしいまち はしま
～一人ひとりが行動し、みんなで協力して未来の世代へ引き継ごう～

3.2 基本目標・基本方針

3.2.1 基本目標・基本方針の設定

望ましい環境像を実現するため、「環境意識の向上」、「快適な生活環境」、「循環型社会の形成」、「自然との共生」、「脱炭素社会の実現」の視点から基本目標・基本方針を設定し、施策体系に示します。

「羽島市環境基本条例」では、市民・事業者及び市が互いに協力して、環境への負荷を低減し、環境の保全及び創出に努めなければならないとしています。

また、「羽島市第六次総合計画基本構想（改訂版）」におけるまちづくりの方向性は、「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」、「活力とにぎわいのあるまちづくり」、「安心して快適に暮らせるまちづくり」、「羽島らしさの創造・再発見」、「まちづくりへの市民等の参画の促進」、「持続可能な社会の実現に向けた取組みの推進」としています。

これらのことから、本計画の基本目標を次のとおり設定しました。

本市の環境課題を解決していくためには、市民・事業者及び市の各主体が連携し、環境への取組みについて理解を深める環境教育や情報提供、体制の構築等、環境の保全及び創出に関わる取組みの基盤を整備することが重要であることから、基本目標1に『環境意識の向上』を設定しました。

次に、本市の将来の姿として、「市民・地域及びまち全体がいきいきと輝き、だれもが安心感に抱かれ幸せを感じることができるまち」を目指していることから、基本目標2に『快適な生活環境』を設定しました。

さらに、私たちの日々の生活と密接に関わっている、資源循環・生物多様性の保全及び地球温暖化対策等について配慮する必要があることから、基本目標3に『循環型社会の形成』、基本目標4に『自然との共生』、基本目標5に『脱炭素社会の実現』を設定しました。

名神高速道路岐阜羽島インターチェンジ



3.2.2 SDGs（持続可能な開発目標）と基本目標・基本方針の関わり

国では、2016（平成28）年12月にSDGs推進本部において、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が策定され、その中で、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済・社会及び環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」というビジョンが示されています。さらに、同指針の中では、地方自治体において、既存の行政計画にSDGsを可能な限り盛り込むことが求められています。

このような背景のもと、本計画の策定においても望ましい環境像を目指し、5つの基本目標・基本方針を実現するため、市民一人ひとりが「持続可能」という言葉の意味を理解し、行動に移せるようSDGsの考え方を活用して取組みを進めていくこととします。

SDGsの17の目標のうち、6（水・衛生）、7（エネルギー）、12（生産・消費）、13（気候変動）等は、持続可能な開発の三側面（経済・社会及び環境）の一つである環境との関わりが深い項目となり、本計画においても11の目標を関連付けています。

本計画を策定するにあたりましては、基本目標ごとに主なSDGsのロゴマークを併記するとともに、その内容を踏まえた施策や目標指標を設定することとしました。

長良川



3.3 施策体系

第1章

第2章

第3章

望ましい環境像と
基本目標・基本方針

第4章

第5章

望ましい環境像

心安らぐ環境にやさしいまち はしま

～一人ひとりが行動し、みんなで協力して未来の世代へ引き継ごう～

基本目標・基本方針

基本目標1 環境意識の向上

環境について考え行動する人づくりを進めるまち

方針1.1：環境学習・環境教育の推進

方針1.2：環境保全活動の推進

方針1.3：環境情報の発信

基本目標2 快適な生活環境

安全・安心な暮らしを実感するまち

方針2.1：快適な生活環境の保全

方針2.2：安全・安心なまちづくりの推進

基本目標3 循環型社会の形成

環境にやさしい持続的に発展するまち

方針3.1：5R運動(リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ・リペア)の推進

方針3.2：廃棄物の適正処理の推進

基本目標4 自然との共生

自然を守り共生するまち

方針4.1：自然環境の保全

方針4.2：生物多様性の保全

基本目標5 脱炭素社会の実現

環境に負担の少ない暮らしを実践するまち

方針5.1：地球温暖化対策の推進

方針5.2：再生可能エネルギーの普及

方針5.3：省資源・省エネルギーの推進

施策	主な取組み
環境学習・環境教育の推進	①学校における環境学習・環境教育の推進 ②地域における環境学習・環境教育の推進
環境保全活動の推進	①市民等の参画・協働による環境保全活動の推進 ②人材の確保
環境に対する理解・関心度の向上	①幅広い環境情報の提供
大気・騒音環境等の保全	①良好な大気・騒音環境等の確保
水環境の保全	①良好な水環境の確保 ②生活排水処理の適正化
公害に関する対応	①公害等通報事案への適切な対応
快適な住環境の形成	①環境美化の推進 ②良好な景観形成 ③緑化の推進 ④空き家の適切な管理
ごみの減量化	①食品ロスの削減 ②家庭系ごみの有料化の実施
ごみの資源化	①プラスチックごみの資源化推進 ②資源物ストックヤードの利用促進 ③緑ごみの回収・資源化の推進 ④使用済小型家電の資源化推進 ⑤廃食用油の回収・資源化の推進
適正処理等の推進	①次期ごみ処理施設整備事業の推進 ②資源物持ち去り行為の対策の推進 ③不法投棄対策の強化 ④高齢者等ごみ出しサポートの検討 ⑤災害廃棄物への対策
広報・啓発	①ごみ処理費用及びごみ処理方法の周知 ②分別方法のわかりやすい情報提供 ③ごみに関する学習機会の提供
身近な自然環境の保全	①農地の保全と管理 ②環境保全型農業の普及促進 ③身近な水辺環境の保全・維持管理
地産地消の推進	①地産地消の普及促進 ②学校給食での地元産品の積極的利用
河川環境の保全	①河川環境の保全・維持管理 ②河川清掃の実施
貴重な生き物・身近な生き物の保護	①貴重な生き物（イタセンパラ等）・身近な生き物の保護
鳥獣害への対応	①特定外来生物の防除 ②有害鳥獣による被害状況の把握と対策の実施
地球温暖化に配慮した市民生活の普及	①節電・節水の普及・啓発 ②省エネルギーの普及・啓発
行政が取り組む地球温暖化対策	①羽島市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進 ②羽島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定
再生可能エネルギーの利用推進	①公共施設への再生可能エネルギーシステムの推進
自動車の燃料消費の削減	①環境にやさしい運転（エコドライブ）の普及促進 ②ハイブリッドカー・低燃費車等の導入促進
公共交通機関利用の促進	①公共交通手段の確保とコミュニティバスの安定運営

4.1 基本目標1 環境意識の向上

基本目標1

環境意識の向上

— 環境について考え行動する人づくりを進めるまち —

豊かな自然環境や良好な生活環境を次世代へ引き継ぐため、家庭・学校・職場・地域及びその他あらゆる場において、環境の保全及び創出についての理解を深めるとともに、環境の保全及び創出に関する活動を行う意識を一層高める等、環境について考え行動する人づくりを進めるまちを目指します。

【関連する主なSDGsの目標】



1. 背景

本市では、市内の小中学校・義務教育学校の総合的な学習の時間を活用し、環境学習を実施しています。また、イタセンパラの展示・飼育活動等により環境保全意識の向上を図ってきました。さらに、市民が主体となる地域（ボランティア）清掃活動等に対する支援、アダプトプログラム※5を導入した環境美化活動等により、環境保全活動への市民参画を推進しています。

今後は、市民・事業者及び市が協働して、環境に対する意識を一層高めていく必要があります。

2. 現状・課題

【現状】

- 本市では、国の天然記念物の保護・保全を通して希少野生動物等の保護意識の醸成を図りたいとの思いから、2014（平成26）年度からイタセンパラの普及に係る事業に取り組んでいます。また、イタセンパラを地域の宝として地域の皆さんで守っていくために、2018（平成30）年度から「羽島市イタセンパラサポーター」を募集し、その保全に向けた活動を行っています。
- 市民アンケート調査では、本市に期待する環境施策として、環境教育・環境学習があげられています。
- 市民が主体となる清掃活動として、多くの自治会が地域（ボランティア）清掃活動を実施しています。

※5 アダプトプログラム

アダプトとは「〇〇を養子にする」という意味。ボランティアの住民や企業が「里親」となり、道路や公園等の公共の場所を「養子」とみなして美化運動を行う仕組み。

【課題】

- イタセンパラの保全活動や啓発活動等を通して、環境学習を継続していくことが必要です。
- 事業者アンケート調査では、事業者が積極的に環境活動に参加してもらえるような取組みや環境活動に関する情報提供、環境教育が課題と考えられます。
- さらなる環境教育・環境学習の機会を提供していくとともに、環境教育・環境保全活動を推進する人材の確保が必要です。
- 自治会等による清掃活動は、参加者の減少が懸念されています。

3. 環境施策

基本方針 1.1	環境学習・環境教育の推進	
施策	主な取組み	
環境学習・環境教育の推進	① 学校における環境学習・環境教育の推進	● 児童向け「羽島市の環境」を作成し、環境学習・環境教育に活用します。 ● 各教科や総合学習の時間を活用し、環境に対する児童・生徒の意識や知識の蓄積に努め、持続可能な社会づくりの創り手を育みます。 ● イタセンパラを公共施設や市内学校で展示・飼育する等、環境学習を推進します。 ● 環境教育を目的とした農業体験の実施により、気軽に農業に触れ合い、親しむことができる機会の提供に努めます。
	② 地域における環境学習・環境教育の推進	● 多世代にわたる環境学習・環境教育の機会として、多様なイベント等により、環境に関する普及啓発を推進します。 ● 羽島市出前講座において、環境に関する講座内容の充実を図ることで、地域における積極的な取組みにつなげていきます。

児童の農業体験



基本方針 1.2	環境保全活動の推進	
施策	主な取組み	
環境保全活動の推進	① 市民等の参画・協働による環境保全活動の推進	● 市内の各自治会等が実施する環境美化活動等について、協力・支援に努めます。 ● アダプトプログラムの導入による地域住民と行政の連携した環境保全活動を行います。
	② 人材の確保	● 地域において環境保全活動を支える指導者等の確保に努めます。 ● 地域における環境学習や環境保全活動の講師・指導者の確保のため、関係機関や各種団体と連携を図ります。
基本方針 1.3	環境情報の発信	
施策	主な取組み	
環境に対する理解・関心度の向上	① 幅広い環境情報の提供	● 「羽島市の環境」の作成・公表により、市内の環境に関する情報提供を今後も引き続き実施します。 ● 市ホームページ・広報紙及び SNS※6等の様々な媒体を活用して環境情報を提供します。 ● 市ホームページにおいて、児童向け「羽島市の環境」を公表し、児童用の環境情報を提供します。 ● 岐阜県が提供している「環境教育推進事業」の情報提供と、その活用を行います。

環境学習



※6 SNS

「Social Networking Service」の略で、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービスのこと。

4. 目標指標

目標指標	現状値 (2019 年度)	目標値 (2025 年度)
市内小中学校・義務教育 学校での環境教育の実 施	教科指導や総合的な 学習の時間の中で実施	調べ学習や体験的な 学習等を取り入れた 環境学習の実施
アダプトプログラム登録 数	6 件	10 件以上
市ホームページ（環境サ イト）アクセス数	36,012 回	39,600 回以上

5. 市民・事業者及び市の取組み

市民	●市ホームページ・広報紙及び SNS 等から環境に関する情報を得るようにします。 ●環境学習・各種イベント等の場に参加します。 ●地域等で行われる環境活動に積極的に参加します。 等
事業者	●職場で環境研修を行います。 ●各種イベント等に参加・協力します。 ●環境に対する意識を高めるよう、従業員に啓発を行います。 ●従業員の環境保全活動を理解し、その活動を支援します。 ●環境に配慮した企業活動を実践します。 ●環境学習・環境教育の場において、倫理的観点から自主的に社会貢献する CSR^{※7}の取組みを行います。 等
市 (行政)	●環境教育・環境学習及びイベント等を開催し、学びの機会を提供します。 ●関係機関が実施する長良川流域一斉環境調査への参加を地域住民に呼びかけるとともに、同調査に参加します。 ●各地域で実施する環境活動について、協力・支援します。 ●環境学習を支援する人材を確保します。 ●本市の環境の状況や施策等について取りまとめた「羽島市の環境」を毎年度作成及び公表します。 ●市ホームページ・広報紙及び SNS 等を通じて環境情報を提供し、市民等の環境意識の向上に努めます。 等

※7 CSR

「Corporate Social Responsibility」の略で、企業が利潤を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任を持ち、あらゆるステークホルダー（利害関係者）からの要求に対して、適切な意志決定をする責任。

4.2 基本目標2 快適な生活環境

基本目標2

快適な生活環境

ー 安全・安心な暮らしを実感するまち ー

河川・水・大気及び騒音等身近な生活環境を良好に保つことを心掛けるとともに、土地や建物を適正に管理することで、安全・安心な暮らしを実感するまちを目指します。

【関連する主なSDGsの目標】



1. 背景

本市では、水質検査・騒音測定等による環境保全に係る監視・指導により、生活環境の保全を図ってきました。また、「羽島市美しいまちづくり条例」に基づいた雑草繁茂等への指導や良好な景観の形成等快適な住環境の形成に努めています。

今後は、市民・事業者及び市が協働して、安全・安心で環境にやさしいまちづくりを進めていくことが必要です。

2. 現状・課題

【現状】

- 公害（大気・騒音・振動及び水質汚濁等）の防止のため、各種測定及び検査を実施しています。
- 本市の公共下水道普及率は、年々増加していますが、全国平均及び岐阜県平均と比較すると、低い現状にあります。
- し尿処理は、合併処理浄化槽の設置を支援するとともに、「羽島市環境プラント長寿命化総合計画」を策定し、計画的な維持補修に努めています。
- 公害に関する苦情は、野焼き・不法投棄及び雑草繁茂に関するものが多く寄せられています。
- 本市の公園として、運動公園・近隣公園・街区公園及び都市緑地があり、国営公園として、国営木曽三川公園「桜堤サブセンター」があります。都市緑地には「ふれあいの里みどりの広場」や「木曽川堤外正木運動場」等があります。
- 周囲に被害を及ぼす可能性がある空き家について、「羽島市空家等対策計画」に基づく対策を推進しています。

【課題】

- 公害（大気・騒音・振動及び水質汚濁等）の防止のため、各種測定及び検査による監視・指導を継続していくことが必要です。
- 公共下水道の未整備区域は、計画的な事業の推進を図り、普及率の向上に努めることが必要です。
- 公共下水道供用開始区域内の家庭や事業所等に対して、下水道への接続を推進していくことが必要です。
- 環境プラントは、施設の老朽化が進行しているため、計画的な修繕が必要です。
- 市民アンケート調査では、本市に期待する環境施策として、野焼き対策や雑草管理等があげられています。
- 空き家は、保安上の危険や防犯上の問題、地域活力の低下や景観上の問題等様々な問題をもたらすことから、総合的に対応するための施策の充実が求められます。
- ごみのポイ捨てや周囲の景観に調和しない建築物等の景観への配慮不足や、空き家や空き地の増加等の情勢変化がもたらす景観を阻害する要素は、場所や事象によっては地域全体の景観に大きな影響を与えることから、改善していくことが必要です。

環境美化看板



水質検査



3. 環境施策

基本方針 2.1	快適な生活環境の保全	
施策	主な取組み	
大気・騒音環境等の保全	① 良好な大気・騒音環境等の確保	● 大気の常時監視や、自動車・新幹線騒音監視調査等各種環境調査を実施し、今後も定期的な監視体制を継続します。 ● 特定施設・特定作業等を行う事業者に対し、各種規制の遵守や適切な対応を図るよう指導・啓発に努めます。 ● 市ホームページ等に各種環境調査の結果を公開することで、生活環境の保全に向けた市民等の意識を高めます。
水環境の保全	① 良好な水環境の確保	● 公共用水域における定期的な水質検査を岐阜県等関係機関と連携して実施し、市ホームページ等に情報を公開することで、水質保全に向けた市民等の意識を高めます。 ● 岐阜県と連携し、特定施設を設置する工場等に対する排水基準の遵守徹底に努めます。
	② 生活排水処理の適正化	● 公共下水道の計画的な整備を図るとともに、供用開始区域内の普及率の向上に努めます。 ● 環境プラント及び浄化センターの適正な運営管理を実施し、良好な水質の保全に努めます。 ● 合併処理浄化槽の設置支援により、公共水域の水質汚濁を防止し生活環境の保全に努めます。
公害に関する対応	① 公害等通報事案への適切な対応	● 市民からの騒音・振動及び野焼き等に関する問い合わせや相談に対して適切に対応します。

基本方針 2.2	安全・安心なまちづくりの推進	
施策	主な取組み	
快適な住環境の形成	① 環境美化の推進	● 良好な生活環境を保全するため、「羽島市美しいまちづくり条例」に基づき、土地の所有者等に対し雑草の繁茂等を防止するため、必要な指導を行います。 ● 希望する自治会へ環境美化看板を提供し、環境保全に向けた啓発を図ります。 ● 自治会の側溝や水路清掃・環境美化運動等、市民が主体となって取り組む地域の環境美化活動を支援します。
	② 良好な景観形成	● 木曽川・長良川をはじめとする河川や、本市の北部・南部に広がる広大な農地等、良好な自然と環境を今後も適切に保全していきます。 ● ごみのポイ捨てや周囲の景観に調和しない建築物等の景観への配慮不足等の景観阻害要素が増加しないよう、改善していきます。 ● 情報発信やフォーラム、シンポジウムの開催等に努め、良好な景観の形成に対する市民の意識啓発を図ります。 ● 景観教育・景観学習の推進に取り組みます。
	③ 緑化の推進	● 国営木曽三川公園「桜堤サブセンター」でのイベント等の実施により、公園の利用度や認知度を高めるとともに、関係機関との協議・調整等を進め、堤内地の早期整備に向けた働きかけに努めます。 ● 旧北部学校給食センターの解体によって生み出された用地に公園を整備します。
	④ 空き家の適切な管理	● 「羽島市空家等対策計画」を更新するとともに、空き家対策セミナーや個別相談会を開催し、空き家対策を推進します。

4. 目標指標

目標指標	現状値 (2019 年度)	目標値 (2025 年度)
下水道供用開始区域面積割合	66.8%	78.0%以上
生活排水処理率	64.9%	71.4%以上
桑原川の BOD（生物化学的酸素要求量）の年間観測データの 75%値	5mg/L 以下	5mg/L 以下
騒音に係る環境基準（住居地域）	A ^{※8} ・B 地域 ^{※9} ：55dB 以下 C 地域 ^{※10} ：60dB 以下	A・B 地域：55dB 以下 C 地域：60dB 以下
市民一人当たりの都市公園面積	7.55m ² /人	7.65m ² /人以上
特定空家等 ^{※11} が改善もしくは撤去に至った件数（累計）	3 件	9 件以上

桑原川



公園のにぎわい



※8 A 地域
専ら住居の用に供される地域。

※9 B 地域
主として住居の用に供される地域。

※10 C 地域
相当数の住居とあわせて商業・工業等に供される地域。

※11 特定空家等
周辺の生活環境の保全を図るために、放置することが不適切な状態にあると認められる空家等。

5. 市民・事業者及び市の取組み

市民	● 普段の生活において水を汚さない工夫を行います。 ● 単独処理浄化槽から公共下水道や合併処理浄化槽への切り替えを進めます。 ● 地域の清掃活動・環境保全活動等、ボランティア活動に参加します。 ● 雑草やごみを除去し、適切な管理に努めます。 ● タバコや空き缶等のポイ捨てをしないなど、まちを汚さないようマナーの遵守に努めます。 ● ペットの糞は持ち帰ります。 ● 自宅の庭や生垣等を活用して緑化を推進します。 ● 地域の景観に関心をもち、主体的に良好な景観の維持や形成に努めます。 ● 所有・使用する土地・建築物等の適切な維持・管理による景観への配慮を行います。 ● 本市や地域で実施する景観まちづくりへの参画・協力を行います。 等
事業者	● 事業活動により市民生活に支障が生じないように、大気・騒音及び悪臭等の関連法令等を遵守し、良好な生活環境の保全に努めます。 ● 排水基準を遵守し、汚染物質の排出を防止します。 ● 地域の清掃活動・環境保全活動等、ボランティア活動に参加します。 ● 事業活動等のために所有・使用する土地・施設等の適切な維持・管理による景観への配慮を行います。 ● 地域の景観に関心をもち、主体的に良好な景観の維持や形成に努めます。 ● 本市や地域で実施する景観まちづくりへの参画・協力を行います。 ● 事業所の敷地等を活用して緑化を促進します。 等
市 (行政)	● 騒音・水質等の環境調査を実施し、環境情報を提供します。 ● 特定工場等や特定建設作業に対し、法や条例に基づく届出指導や立入検査等を実施します。 ● 公共下水道や合併処理浄化槽の普及を促進します。 ● 市民参加による河川等の一斉清掃を実施します。 ● 良好な生活環境の保全のため「羽島市美しいまちづくり条例」に基づき、土地所有者等に適切な管理の指導・助言を行います。 等

4.3 基本目標3 循環型社会の形成

基本目標3

循環型社会の形成

— 環境にやさしい持続的に発展するまち —

循環型社会の形成に向けて、ごみの減量・再利用及び再資源をはじめ、廃棄物の適正処理等、環境にやさしい持続的に発展するまちを目指します。

【関連する主な SDGs の目標】



1. 背景

本市では、5R 運動^{※12}やごみの分別回収の推進、不法投棄のパトロール等による環境保全に係る監視・指導により、生活環境の保全を図ってきました。

今後は、循環型社会の形成に向けて、ごみの減量や資源化・廃棄物の適正処理等の取組みを継続し、環境にやさしい持続的に発展するまちづくりを進めていくことが必要です。

2. 現状・課題

【現状】

- 循環型社会の形成に向け、5R 運動を推進し、市民や事業者に対し啓発を行っています。
- 使用済小型家電の回収ボックスの設置や、資源物を持ち込むことができる資源物ストックヤードの運営等、ごみの分別を強化することによりごみの資源化・再利用に努めています。
- ごみ処理体制は、岐阜羽島衛生施設組合^{※13}の次期ごみ処理施設建設用地として、市内の福寿町平方地内を選定するとともに、施設が稼働するまでの間、三重県伊賀市の民間処理施設で処理できる体制を整えています。
- 不法投棄のパトロール等による監視・指導を行っています。
- 市民アンケート調査では、本市に期待する環境施策として、ごみ処理や不法投棄対策があげられています。
- 本市では、ごみの減量・分別への意識を高めることを目的とし、学校での出前講座の実施や園児への啓発として塗り絵を配布しています。

※12 5R 運動

ごみを出さない（リデュース）、再利用できるものは利用する（リユース）、資源として再び利用する（リサイクル）、ごみとなるものの発生自体を抑止する（リフューズ）、壊れても修繕する（リペア）取組み。

※13 岐阜羽島衛生施設組合

岐阜市、羽島市、岐南町及び笠松町で構成され、ごみ処理等に関する事務を共同処理している一部事務組合。

【課題】

- 岐阜羽島衛生施設組合及び組合構成市町と協力し、次期ごみ処理施設整備事業を推進する必要があります。
- ごみの排出量は、家庭系・事業系ともに近年増加傾向にあるため、減量化に向けた取組強化が必要です。
- 不法投棄の件数は減少傾向にありますが、後を絶たないことから、不法投棄の監視強化が必要です。

3. 環境施策

基本方針 3.1	5R 運動(リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ・リペア)の推進	
施策	主な取組み	
ごみの減量化	① 食品ロスの削減	● 食品ロスの削減に向けた情報を市ホームページや広報紙を通じて啓発することで、家庭や事業所で発生する食品ロスの解消を目指します。
	② 家庭系ごみの有料化の実施	● ごみの資源分別に対する意識を高め、ごみの減量と資源化の推進を図るため、家庭系ごみの有料化を実施します。
ごみの資源化	① プラスチックごみの資源化推進	● プラスチックごみの分別回収・資源化を行っており、今後も継続してプラスチックごみの再資源化や適正処理を推進します。
	② 資源物ストックヤードの利用促進	● 市民が資源物を直接持ち込める資源物ストックヤードの運営管理を適切に行います。 ● 広報紙での周知等を通じ、資源物ストックヤードの利用を促進します。
	③ 緑ごみの回収・資源化の推進	● 剪定枝等の緑ごみを資源物として回収し、再資源化を推進します。
	④ 使用済小型家電の資源化推進	● 使用済小型家電(携帯電話等)の拠点回収を継続します。 ● 使用済小型家電の回収品目を増加させ、ごみの減量・資源化に努めます。
	⑤ 廃食用油の回収・資源化の推進	● 自治会の協力のもと市内に回収場所を設置し、廃食用油の回収を行い、再資源化を推進します。

基本方針 3.2	廃棄物の適正処理の推進	
施策	主な取組み	
適正処理等の推進	① 次期ごみ処理施設整備事業の推進	● 岐阜羽島衛生施設組合及び組合構成市町と協力し、次期ごみ処理施設整備を進めます。
	② 資源物持ち去り行為の対策の推進	● 監視パトロールを実施する等、資源物持ち去り行為の対策を継続します。
	③ 不法投棄対策の強化	● 不法投棄が多い場所等に対する重点的なパトロールの実施や、監視カメラの設置支援等を行い、不法投棄をさせない環境づくりを進めます。 ● 市内の道路及び市有地等に不法投棄された廃棄物を適切に回収・処理します。
	④ 高齢者等ごみ出しサポートの検討	● 福祉部門と連携して、高齢者世帯等でごみ出しが困難な世帯に対するごみ出しサポートの方策を検討します。
	⑤ 災害廃棄物への対策	● 災害発生時の廃棄物の迅速な処理に向けて、「羽島市災害廃棄物処理計画」を策定し、計画に基づいた対応をします。
広報・啓発	① ごみ処理費用及びごみ処理方法の周知	● ごみ処理費用及び処理方法について、広報紙等を通じ、周知を図ります。
	② 分別方法のわかりやすい情報提供	● 広報紙や市ホームページ等を通じ、ごみの分別方法等の情報提供を継続していきます。
	③ ごみに関する学習機会の提供	● 出前講座の開催等、市民に対しごみについて学ぶ機会を提供し啓発を行い、不法投棄やごみの抑制に努めます。 ● 小学校の児童を対象に、「ごみと資源物」を題材にした環境教育に取り組み、ごみの減量や適正処理に関する意識啓発を図ります。

4. 目標指標

目標指標	現状値 (2019 年度)	目標値 (2025 年度)
市民一人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（可燃ごみ）	419.9g/人・日	405.2g/人・日以下
不法投棄発生件数（市有地）	165 件	165 件以下

5. 市民・事業者及び市の取組み

市民	● 食材等は必要な量を購入し、食べ残しや賞味期限切れによる廃棄を防ぎます。 ● ごみ排出量の抑制やごみの分別等を進め、ごみの減量に努めます。 ● マイバッグを持参しレジ袋の使用を控え、過剰包装を辞退します。 ● リサイクル製品等の環境に配慮した商品の購入に努めます。 ● 使用済小型家電の回収に協力します。 ● ごみ出しルールを守って、決められた場所にごみを出します。 ● 不法投棄をさせない環境づくりを行います。 等
事業者	● 食料品製造・販売業者は、製造過程で発生する食材のロス（食品ロス）、廃棄する食材を削減するように努めます。 ● 製造業者は、製造過程で発生する資材のロスを削減するように努めます。 ● コピー用紙の削減やごみの少ない事業活動に努めます。 ● 販売事業者は、環境性能が認められる袋への転換や、包装紙の簡素化等に努めます。 ● 再利用・資源化が可能な製品等の製造・流通及び販売等に努めます。 ● 自ら排出する廃棄物は、可能な限りリサイクルを徹底します。 ● リサイクル技術の積極的な開発や活用を努めます。 ● 事業活動で発生する廃棄物について、責任を持って適切な廃棄処分を行います。 等
市 (行政)	● 食べきり運動等により、食品ロス削減の取組みを推進します。 ● ごみの減量・資源化の推進やごみ処理費用の削減に向け、家庭系ごみの有料化を実施します。 ● ごみの減量や分別・リサイクルについて広報・啓発を行い、ごみの減量・資源化を推進します。 ● 不法投棄の監視パトロールを行う等、不法投棄防止対策の強化に努めます。 等

4.4 基本目標4 自然との共生

基本目標4

自然との共生

－ 自然を守り共生するまち －

自然と共生する社会の実現に向け、豊かな自然環境の保全、生物多様性の保全等、自然を守り共生するまちを目指します。

【関連する主なSDGsの目標】



1. 背景

本市は、木曽川と長良川に挟まれ、中小河川や水路が多く、豊かな水環境が広がっています。木曽川には国の天然記念物であるイタセンパラが生息しており、本市ではイタセンパラの保護活動等を行うことで自然環境の保全を進めてきました。

今後は、イタセンパラをはじめとする貴重な生き物や河川環境等の自然を守り共生するまちづくりを進めていくことが必要です。

2. 現状・課題

【現状】

- 市域の東側を木曽川、西側を長良川に挟まれた立地特性にあり、市域の北部には境川が流れるほか、南部には桑原川が流れています。また、市内には足近川、松枝排水路及び逆川という排水路があります。
- 市内は、水田が多いことから、網の目のように用水路が張り巡らされています。
- 本市は2016（平成28）年に「羽島市食の地産地消推進条例」を施行し、食の地産地消活動を推進しています。
- 木曽川には国の天然記念物であるイタセンパラが生息しており、保護・保全活動に取り組んでいます。
- アライグマやヌートリア、セアカゴケグモ等の特定外来生物が市内で確認されています。
- 市内では、豊富な水資源を活かした農業が盛んに行われています。

【課題】

- 身近な自然環境や河川環境を保全していくことが必要です。
- イタセンパラの保護・保全活動を継続していくことが必要です。
- アライグマやヌートリア等の特定外来生物への対策が必要です。
- 高齢化の進行や担い手の不足等により農業従事者が減少し、農地の荒廃が進んでいます。

3. 環境施策

基本方針 4.1	自然環境の保全	
施策	主な取組み	
身近な自然環境の保全	① 農地の保全と管理	● 担い手へ農地を集積・集約することを促進し、遊休農地の発生防止・解消と農業の担い手の確保に努めます。 ● 農業従事者や地域住民による農地・水路及び農道等の多面的機能の維持・向上の取組みを推進します。
	② 環境保全型農業の普及促進	● 農業構造の転換や省力化・高品質生産等を促進するため、情報通信技術等を活用したスマート農業に必要な機械・施設等の導入経費の一部を助成します。 ● 減農薬栽培や有機栽培または化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減し、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果が高い営農活動や国際水準 GAP※14に取り組む場合、面積に応じて支援を行います。 ● 県営かんがい排水事業※15（桑原 2 期）として、桑原輪中土地改良区管内の東西幹線用水路について、パイプライン化を進め、水質改善を図ります。

※14 GAP

「Good Agricultural Practice」の略で、農業における食品安全、環境保全、労働安全等持続可能性を確保するための生産工程管理の取組み。第三者機関の審査により認証を受けることができる。

※15 かんがい排水事業

土地利用の高度化及び水利用の安定と合理化を図るため、農業用排水施設の新設・改良を行う事業。

基本方針 4.1	自然環境の保全	
施策	主な取組み	
身近な自然環境の保全	③ 身近な水辺環境の保全・維持管理	● 木曽川・長良川は広大な河川敷を有しており、それらを市民の憩いの場となる河川緑地として有効活用するため、河川管理者との協議を行い、整備・保全に努めます。 ● 市内を流れる境川・桑原川等の河川については、本市の良好な自然環境を構成する緑地として、河川の自然環境や生態系に配慮し水と親しむことのできる緑地として整備を推進します。
地産地消の推進	① 地産地消の普及促進	● 地産品販売所の増加に努め、地産地消情報の発信により地産地消を推進します。
	② 学校給食での地元産品の積極的利用	● 安全・安心な羽島市産の農畜産物を、より学校給食に利用されるように努めます。
河川環境の保全	① 河川環境の保全・維持管理	● 河川流域の近隣市町と協力し、河川の浄化対策の取組みを推進します。
	② 河川清掃の実施	● 木曽川・長良川及び境川の河川敷や堤防の一斉清掃を実施するとともに、清掃活動がより広がるよう広報等を行います。
基本方針 4.2	生物多様性の保全	
施策	主な取組み	
貴重な生き物・身近な生き物の保護	① 貴重な生き物（イタセンパラ等）・身近な生き物の保護	● イタセンパラサポーターを市民等から募集し、保全に向けた活動を進めます。 ● イタセンパラ等の水辺の生き物を観察し、体験を通して楽しく学び、生き物の保護意識や普及啓発につなげる親子参加型事業の実施に取り組みます。
鳥獣害への対応	① 特定外来生物の防除	● 地域の自然環境に影響を与え、生物多様性を脅かす特定外来生物の捕獲に努めます。
	② 有害鳥獣による被害状況の把握と対策の実施	● 有害鳥獣類による被害状況を把握し、有害鳥獣の防除に努めます。

4. 目標指標

目標指標	現状値 (2019 年度)	目標値 (2025 年度)
担い手への農地集積率	35%	78%以上
GAP 認証取得経営体数	1 経営体	2 経営体以上
市特産品目数	3 品	5 品以上
羽島市イタセンパラサポーター数	168 人	185 人以上

5. 市民・事業者及び市の取組み

市民	●本市に生息・生育する様々な動植物に関心を持ち、保全します。 ●河川の環境美化活動へ積極的に参加します。 ●地産地消推進のため、積極的に地元農産物を購入するよう心がけます。 等
事業者	●開発行為等をする場合は、自然環境の保全に十分配慮します。 ●河川の環境美化活動へ積極的に参加します。 ●農業従事者は、化学肥料や農薬の削減に努めます。 ●農業従事者は、農地を適正に管理します。 等
市 (行政)	●遊休農地の発生防止・解消に取り組みます。 ●減農薬や有機農業等の環境保全型農業への転換を支援します。 ●国や県等の協力を得ながら、河川・用水路の維持管理や整備、保全活動を実施・支援します。 ●市民や関係機関等と連携し、特定外来生物の適切な防除を実施します。 等

4.5 基本目標5 脱炭素社会の実現

基本目標5

脱炭素社会の実現

ー 環境に負担の少ない暮らしを実践するまち ー

持続可能な社会の実現に向け、2050（令和32）年を目標年次に二酸化炭素排出量の実質ゼロを達成するため、再生可能エネルギーの活用、省資源・省エネルギーの推進等、環境に負荷の少ない暮らしを実践するまちを目指します。

【関連する主なSDGsの目標】



1. 背景

温室効果ガスの排出抑制を行うためには、電気や燃料等で使用するエネルギーの量を削減する必要があります。「エネルギー使用の合理化等に関する法律」により、羽島市役所と羽島市民病院は特定事業者の指定を受けており、施設におけるエネルギー使用の合理化（省エネ）を推進し、温室効果ガスの排出抑制に努めています。

今後は、市民・事業者及び市が協働して、地球環境に負担の少ない暮らしを実践するまちづくりを進めていくことが必要です。

2. 現状・課題

【現状】

- 本市では「羽島市地球環境温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市が率先して自らの事務事業における環境への負荷低減に努めています。
- 本市では、高齢者等の交通弱者の外出支援や市内の公共交通空白地の解消を図るため、コミュニティバスを運行しています。
- 市内には、東海道新幹線や名古屋鉄道のほか、名阪近鉄バスや周辺自治体である海津市・輪之内町のコミュニティバスが接続し、公共交通網を形成しています。

羽島市役所新庁舎（イメージ）



【課題】

- 市民の日常生活の足として公共交通機関の重要性が増す一方で、コミュニティバスの乗車人数の減少や運転手不足等もあり、路線の確保・維持が困難になることが懸念されます。
- 広域交通機関の維持・利便性向上に向けた事業者への支援及び働きかけが必要です。
- 市民アンケート調査では、本市に期待する環境施策として、公共交通サービスの向上があげられています。
- 家庭や事業所における省エネルギー機器や再生可能エネルギー設備の普及拡大を進め、温室効果ガスの排出を抑制する必要があります。

3. 環境施策

基本方針 5.1	地球温暖化対策の推進	
施策	主な取組み	
地球温暖化に配慮した市民生活の普及	① 節電・節水の普及・啓発	● 空調・照明・給湯及び自動車等の高効率化等、家庭における省エネルギー活動の普及に努めます。
	② 省エネルギーの普及・啓発	● 省エネ・脱炭素社会の実現のため、クールチョイス※16の普及啓発に努めます。
行政が取り組む地球温暖化対策	① 羽島市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進	● 本市の全ての施設を対象に、節電の実施やノー残業デーの取組み等を行うことで、電気使用量の削減等による温室効果ガスの排出削減を目指します。 ● 本市が率先してクールビズやウォームビズの取組みを実践します。 ● 本市が物品購入する際は、環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）の対象製品の購入に努めます。 ● ISO14001 の手法を活かした、本市独自の「羽島市環境管理システム」を推進します。

※16 クールチョイス（COOL CHOICE）

2030（令和12）年度の温室効果ガスの排出量を2013（平成25）年度比で26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動等、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。例えば、エコカーを買う、エコ住宅を建てる、エコ家電にするという「選択」、高効率な照明に替える、公共交通機関を利用するという「選択」、クールビズをはじめ、低炭素なアクションを実践するというライフスタイルの「選択」。

基本方針 5.1	地球温暖化対策の推進	
施策	主な取組み	
行政が取り組む地球温暖化対策	② 羽島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定	● 市民及び事業者等と協働して温室効果ガスの排出量の削減を全市的に推進するため計画書を策定します。
基本方針 5.2	再生可能エネルギーの普及	
施策	主な取組み	
再生可能エネルギーの利用推進	① 公共施設への再生可能エネルギーシステムの推進	● 施設の新築や改築をする際は、環境に配慮した工事を実施するとともに、新エネルギーや省エネルギー設備を積極的に導入します。 ● 新庁舎の建設には、地中熱利用システムを活用し、地中熱を冷暖房等の熱源に利用することで、省エネルギー化を図ります。
基本方針 5.3	省資源・省エネルギーの推進	
施策	主な取組み	
自動車の燃料消費の削減	① 環境にやさしい運転（エコドライブ）の普及促進	● エコドライブやアイドリングストップ等、排出ガスの抑制と環境に配慮した自動車利用の普及啓発に努めます。
	② ハイブリッドカー・低燃費車等の導入促進	● 公用車について、ハイブリッドカー・低燃費車等、排出ガスの抑制と環境に配慮した低燃費・低公害車の導入促進に努めます。
公共交通機関利用の促進	① 公共交通手段の確保とコミュニティバスの安定運営	● 日常生活及び社会生活を営むために必要不可欠な通勤・通学・通院及び買い物等の利便性を確保するため、近隣市町及び民間事業者と連携を図り、広域的な公共交通網の確保に努めます。 ● 市民の日常生活の足として、コミュニティバスの安定的な運営を図るとともに、「羽島市地域公共交通網形成計画」に基づく事業の実施により、誰もが安全・安心、快適に移動できる地域公共交通網の整備に努めます。

4. 目標指標

目標指標	現状値 (2019 年度)	目標値 (2025 年度)
温室効果ガス (CO ₂) 排出量 (羽島市施設)	10,781t-CO ₂	現状値対比 5%以上の削減
公用車のガソリン使用量(消防・上下水道部を除く)	ガソリン：31,395L 軽油：3,808L	現状値対比 5%以上の削減
コミュニティバスの年間乗車人数	101,343 人 (2018 年 10 月～ 2019 年 9 月)	102,000 人以上 (2024 年 10 月～ 2025 年 9 月)

5. 市民・事業者及び市の取組み

市民	●家庭内で節電・節水及びエコドライブ等、家庭でできる対策に取り組めます。 ●クールチョイスを積極的に実践します。 ●省エネ・新エネ機器の使用等、環境への負荷低減に努めます。 ●電化製品等の買い替え時には、省エネルギー性能の高い環境にやさしい製品を購入します。 ●日常生活で公共交通機関を積極的に利用するよう心がけます。 等
事業者	●エネルギーの効率的な利用や再生可能エネルギーの導入に努めます。 ●温室効果ガスの排出量を削減するため、事業所でできる対策に取り組めます。 ●エコドライブやエコ整備等の取組みを推進します。 ●ハイブリッドカー・低燃費車等の導入に努めます。 等
市 (行政)	●市民や事業者に対し、地球温暖化防止に関する広報・啓発を行います。 ●「クールシェアスポット」として図書館・歴史民俗資料館を登録し、クールシェアの普及啓発に努めます。 ●「羽島市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市役所内での温室効果ガス排出量の削減に努めます。 ●「羽島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定することで市内全体の温室効果ガス排出量の削減に努めます。 ●ISO14001 に代わる本市独自の「羽島市環境管理システム」を実施することで、効果的かつ効率的な温室効果ガス排出量の削減に取り組めます。 ●公共施設等におけるエネルギーの効率的な利用や再生可能エネルギーの導入に努めます。 ●公共交通機関の利用促進に向けて、利用者ニーズに合致した利用しやすい市民の足の確保に努めます。 等

4.6 目標指標一覧

基本目標	指標	現状値(2019年度)	目標値(2025年度)
1. 環境意識の向上	市内小中学校・義務教育学校での環境教育の実施	教科指導や総合的な学習の時間の中で実施	調べ学習や体験的な学習等を取り入れた環境学習の実施
	アダプトプログラム登録数	6件	10件以上
	市ホームページ（環境サイト）アクセス数	36,012回	39,600回以上
2. 快適な生活環境	下水道供用開始区域面積割合	66.8%	78.0%以上
	生活排水処理率	64.9%	71.4%以上
	桑原川のBOD（生物化学的酸素要求量）の年間観測データの75%値	5mg/L以下	5mg/L以下
	騒音に係る環境基準（住居地域）	A・B地域：55dB以下 C地域：60dB以下	A・B地域：55dB以下 C地域：60dB以下
	市民一人当たりの都市公園面積	7.55m ² /人	7.65m ² /人以上
	特定空家等が改善もしくは撤去に至った件数（累計）	3件	9件以上
3. 循環型社会の形成	市民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量（可燃ごみ）	419.9g/人・日	405.2g/人・日以下
	不法投棄発生件数（市有地）	165件	165件以下
4. 自然との共生	担い手への農地集積率	35%	78%以上
	GAP認証取得経営体数	1経営体	2経営体以上
	市特産品目数	3品	5品以上
	羽島市イタセンパラサポーター数	168人	185人以上
5. 脱炭素社会の実現	温室効果ガス（CO ₂ ）排出量（羽島市施設）	10,781t-CO ₂	現状値対比 5%以上の削減
	公用車のガソリン使用量（消防・上下水道部を除く）	ガソリン：31,395L 軽油：3,808L	現状値対比 5%以上の削減
	コミュニティバスの年間乗車人数	101,343人 (2018年10月～2019年9月)	102,000人以上 (2024年10月～2025年9月)

5.1 計画の推進体制

5.1.1 市民・事業者及び市の連携・協力による計画の推進

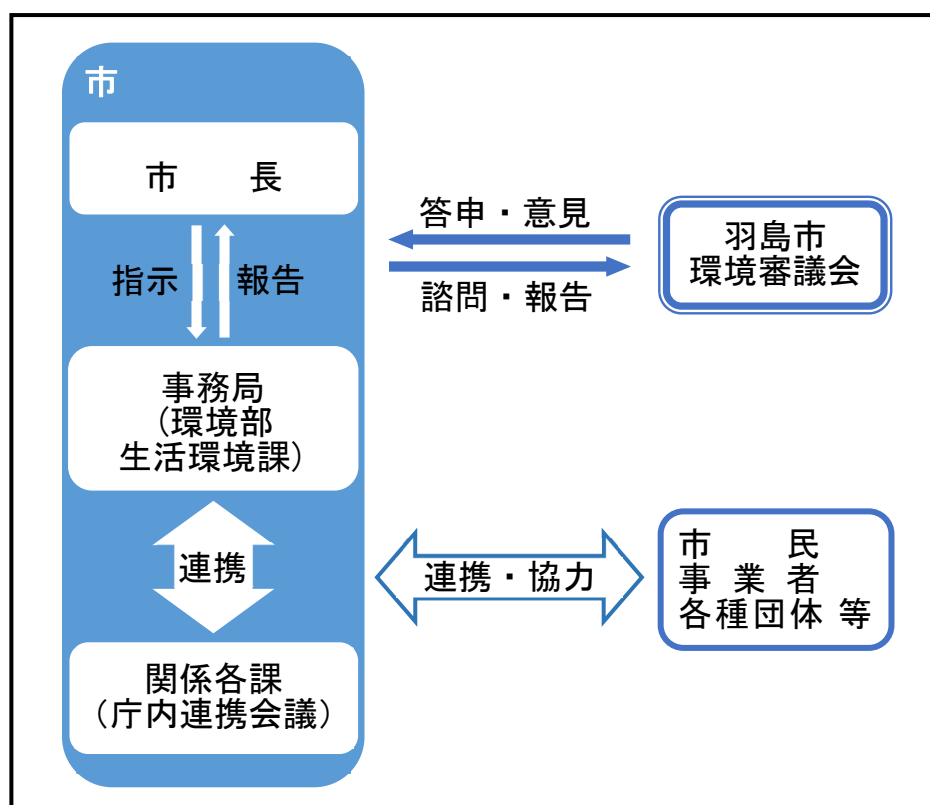
本計画を推進するため、事業を推進する市をはじめ、これに連携する市民・事業者及び各種団体等とともに、事業を協働して推進します。

本市においては、市長のもと、環境部生活環境課が事務局となり、庁内関係各課の横断的な調整を行い、多様な事業を全庁が連携して推進します。

5.1.2 環境審議会における総合的・包括的な計画管理

本計画は、学識経験者・市民・関係団体及び行政等から構成される「羽島市環境審議会」において、総合的・包括的な視点で計画の進行管理等を行います。

計画の推進体制



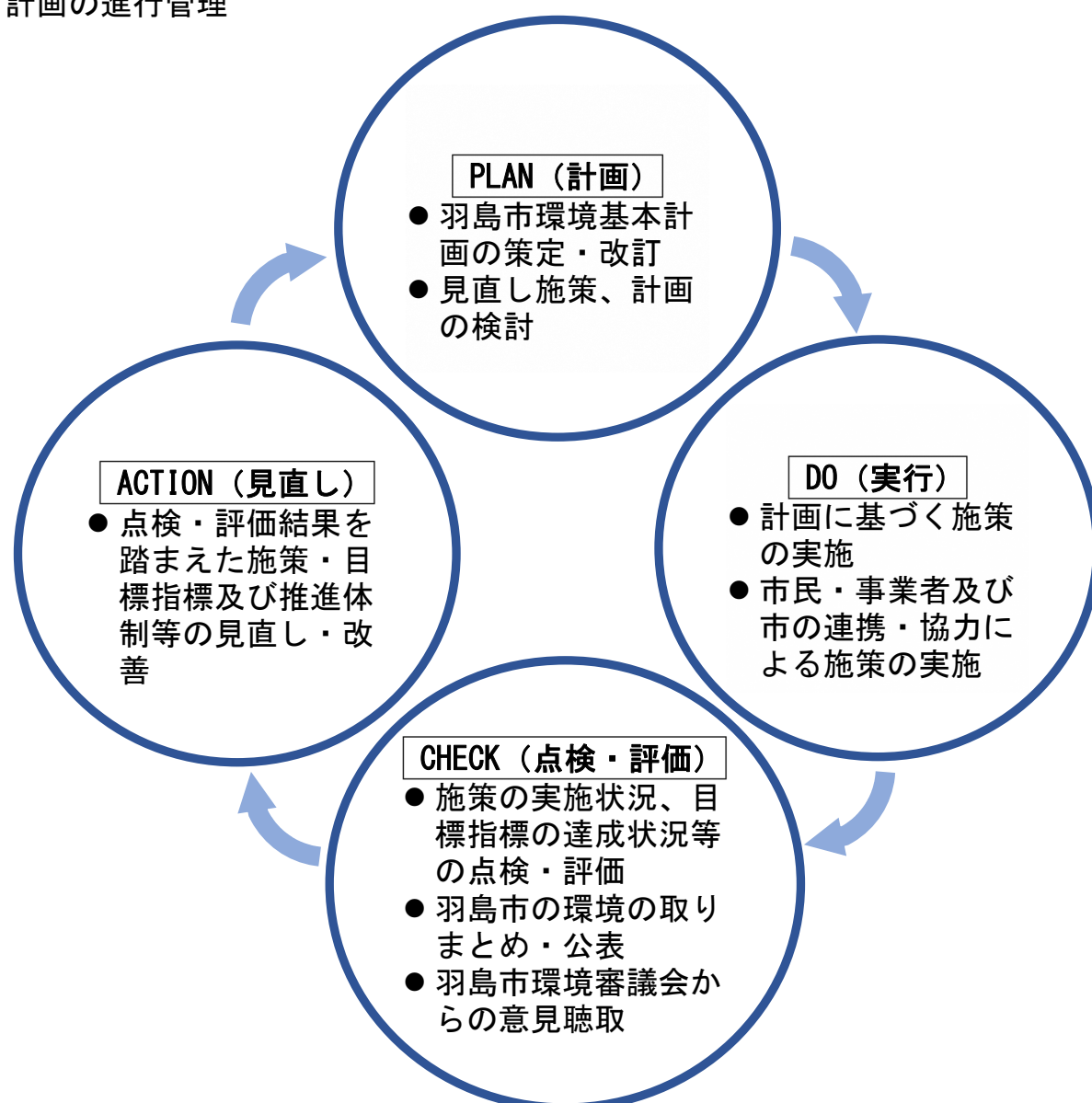
5.2 計画の進行管理

本計画に位置付けた環境施策の取組みを総合的に推進し、計画の実効性を高めるためには、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「見直し (Action)」の PDCA サイクル手法※17により、環境施策の実施状況や目標指標の達成状況を継続的に点検・評価及び見直しを行いながら推進します。

環境施策や目標指標等は、「羽島市環境審議会」において、総合的・包括的に点検・評価することとします。

また、その結果を「羽島市の環境」に取りまとめ、市ホームページ等において公表することとします。

計画の進行管理



※17 PDCA サイクル手法

Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(見直し)を繰り返すことによって、生産管理や品質管理等の管理業務を継続的に改善していく手法。

資 料 編

【羽島市環境基本条例】

平成31年3月20日

条例第10号

（目的）

第1条 この条例は、豊かで快適な環境の保全及び創出（以下「環境の保全及び創出」という。）について基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創出に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創出は、市民が健康で文化的な生活を営むために環境と共生し、豊かで快適な環境を適切に保全し、さらに向上させ、この環境の恵みを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創出は、全ての者が可能な限り環境に優しい行動に取り組むことにより、環境への負荷が少ない持続的に発展することが可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創出は、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を認識し、相互に協力して行われなければならない。

4 地球環境の保全は、私たちの日々の生活が地球環境に密接に関わっていることに鑑み、全ての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創出に関し、市の区域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、自ら行う事業の実施に当たって、環境への負荷の低減に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創出に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創出に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、発生する廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創出に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創出に関する施策に協力する責務を有する。

(各主体の協働)

第7条 市、市民及び事業者は、基本理念にのっとり、前3条に定めるそれぞれの責務を果たすため、互いの立場を尊重し、必要に応じて協働するように努めなければならない。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、羽島市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民及び事業者（以下「市民等」という。）の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第17条に規定する羽島市環境審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策と環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(年次報告)

第10条 市長は、市の環境の状況及び環境基本計画に基づき実施した施策の状況について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(環境教育等の推進)

第11条 市は、市民等が環境の保全及び創出についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創出に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創出に関する教育及び学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第12条 市は、市民等が自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創出に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境に関する情報の提供)

第13条 市は、環境の保全及び創出に関する教育及び学習の推進並びに自発的な活動の促進に資するため、環境の保全及び創出に関する情報を適切に提供するように努めるものとする。

(推進体制等の整備)

第14条 市は、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創出に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創出に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第15条 市は、環境の保全及び創出に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第16条 市は、環境の保全及び創出を図るため広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(審議会の設置等)

第17条 市は、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、羽島市環境審議会（以下「審議会」という。）を置くものとする。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境の保全及び創出の基本的事項及び重要事項に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創出に関し、必要と認められる事項に関すること。

3 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 事業者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市民公募による者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

4 委員の任期は2年とし、再任を防げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

【羽島市環境審議会運営要綱】

平成31年3月27日

告示第52号

(趣旨)

第1条 この要綱は、羽島市環境基本条例（平成31年羽島市条例第10号）第18条の規定に基づき、羽島市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後最初の審議会
は、市長が招集する。

2 審議会の議長は、会長をもって充てる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、環境部生活環境課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

【羽島市環境審議会委員名簿】

令和3年2月4日現在

氏 名	役 職	備考
あおき 青木 きの	公募	
いわた さとる 岩田 悟	羽島市自治委員会副会長	副会長
たなか もとお (田中 元雄)		
おおた まさよし 太田 雅賀	岐阜県環境生活部岐阜地域環境室長	
たうち じゅうぞう 田内 重三	羽島市コミュニティセンター協議会 会長会会長	
たかはし としゆき 高橋 利行	岐阜協立大学副学長・経済学部教授	会長
なべしま まちこ 鍋島 町子	公募	
のだ とみこ 野田 富子	羽島中央生活学校理事	
ふるた よしゆき 古田 良之	ぎふ農業協同組合羽島グループ統括 支店長	
ふわ なおこ 不和 直子	羽島市食生活改善連絡協議会会長	
ほその みつあき 細野 光章	東海国立大学機構 岐阜大学高等研究院教授	
ますだ きょうじ 増田 恭司	羽島市小中学校校長会会長	
おがわ かずひこ (小川 和彦)		
わたなべ けん じ 渡辺 憲治	羽島商工会議所事務局長	

※ () は前任者 (氏名の五十音順・敬称略)

【計画策定の経緯】

日程	審議会等	内容
2019（平成 31）年 4 月 1 日	羽島市環境基本条例施行	
2019（令和元）年 7 月 18 日	令和元年度第 1 回 羽島市環境審議会	●環境基本計画の策定について ●環境基本計画策定スケジュール ●市民アンケート調査の実施について
9 月 9 日～ 9 月 30 日	アンケート調査実施	●羽島市の環境に関する市民アンケート調査及び事業者アンケート調査 (対象：市民 1,000 人、事業所 1,500 カ所)
2020（令和 2）年 2 月 12 日	令和元年度第 2 回 羽島市環境審議会	●羽島市環境基本計画中間報告について ●市民アンケート調査結果について ●望ましい環境像・基本目標・基本方針について ●家庭系ごみ有料化について
7 月 22 日	令和 2 年度第 1 回 羽島市環境審議会	●羽島市環境基本計画における環境施策について ●家庭系ごみ有料化について
9 月 28 日	令和 2 年度第 2 回 羽島市環境審議会	●家庭系ごみ有料化について[諮問]
11 月 9 日	令和 2 年度第 3 回 羽島市環境審議会	●羽島市環境基本計画（案）について [諮問] ●家庭系ごみ有料化について[答申]
11 月 26 日～ 12 月 25 日	パブリックコメント実施	●羽島市環境基本計画（案）に関するパブリックコメント (意見募集結果：6 件(3 人))
2021（令和 3）年 2 月 4 日	令和 2 年度第 4 回 羽島市環境審議会	●羽島市環境基本計画（案）について [答申]

【諮問書】

生 第268号
令和2年11月9日

羽島市環境審議会
会長 高橋 利行 様

羽島市長 松井 聡

羽島市環境基本計画について（諮問）

羽島市環境基本条例（平成31年羽島市条例第10号）第17条第2項の規定に基づき、下記について諮問します。

記

羽島市環境基本計画の策定について

諮問の趣旨

現在、我が国のみならず全世界において、地球温暖化の進行をはじめとする自然環境の破壊や、海洋プラスチックによる海洋汚染などのプラスチック類の廃棄など、多種多様な環境問題が発生しています。

これらは、人類がこれまでに経験したことのない地球規模の社会問題となっており、世界情勢の変化を踏まえ、豊かで快適な環境を確保し、次世代に引き継ぐ取組みが期待されています。

こうした中、本市では、温室効果ガスの排出削減への取組みをはじめ、廃棄物の分別や排出抑制、市民に身近な生活環境の保全など、これまでに多くの取組みを行い、市民生活の改善に努めてまいりました。

しかし、昨今の環境問題を取り巻く社会状況の変化を受け、本市においても環境施策の方向性を示し、新たな課題への対応が迫られています。

こうした状況を踏まえ、「羽島市環境基本条例」に定める4つの基本理念の着実な実現に向け、環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、市の環境施策の指針となる「羽島市環境基本計画」を策定することとしました。

ついては、貴審議会において、本市における環境施策の推進を図るための「羽島市環境基本計画」策定について、ご審議いただきますよう諮問します。

【答申書】

令和3年2月4日

羽島市長 松井 聡 様

羽島市環境審議会

会長 高橋 利行

羽島市環境基本計画について（答申）

令和2年11月9日付け生第268号で諮問のありました標記の件について、審議会において羽島市第六次総合計画との整合性を図りながら、慎重な審議を行いました。

現在、わが国は、物質的な豊かさ・利便性の追求から生じた大量生産・大量消費・大量廃棄の社会から脱却し、持続可能な循環型社会や、脱炭素社会の実現を目指し、多種多様な取組みを進めています。

羽島市環境基本計画（案）は、市民の日常生活や、事業活動により、環境問題が発生することを認識させるとともに、環境負荷を低減させる取組みを整理しています。

審議の結果、市の環境施策の指針として総合的かつ計画的に推進する計画であるとの結論に至りました。

今後は、計画（案）に掲げる望ましい環境像「心安らぐ環境にやさしいまち はしま ～一人ひとりが行動し、みんなで協力して未来の世代へ引き継ごう～」に向け、環境負荷が少ない社会形成を目指し、市民と行政の一人ひとりの意識が向上し、環境施策を協働して進めることを期待します。

羽島市環境基本計画

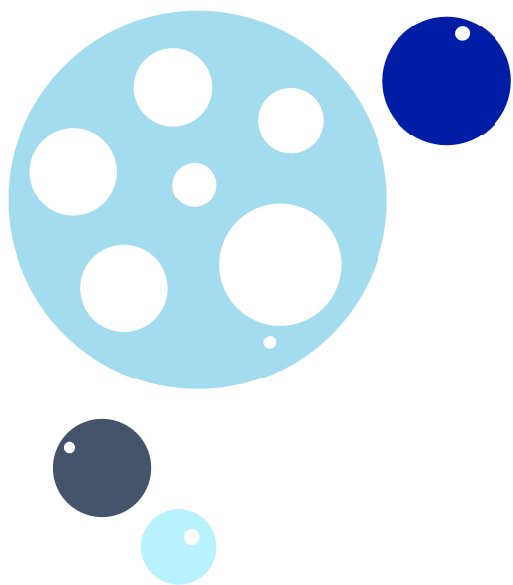
2021（令和3）年3月

羽 島 市

〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町 55 番地

TEL : 058-392-1111

環境部生活環境課



羽島市

HashimaCity

